

# 決算審査特別委員会

令和6年9月13日（金曜日）

# 決算審査特別委員会

令和6年9月13日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1号 令和5年度旭市一般会計決算の認定について  
議案第 2号 令和5年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について  
議案第 3号 令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について  
議案第 4号 令和5年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
議案第 5号 令和5年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について  
議案第 6号 令和5年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
議案第 7号 令和5年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
議案第 8号 令和5年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

## 出席者（10名）

委員長	片 桐 文 夫	副委員長	崎 山 華 英
委 員	松 木 源 太 郎	委 員	景 山 岩 三 郎
委 員	永 井 孝 佳	委 員	戸 村 ひ と み
委 員	菅 谷 道 晴	委 員	伊 藤 春 美
委 員	常 世 田 正 樹	議 長	飯 嶋 正 利

## 欠席委員（なし）

## 傍聴議員（1名）

議 員 伊 場 哲 也

## 説明のため出席した者（32名）

副市長	飯 島 茂	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進 課長	椎 名 実	総務課長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財政課長	池 田 勝 紀
税務課長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環境課長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援 課長	八 馬 祥 子	高齢者福祉 課長	椎 名 隆
会計管理者	小 澤 隆	教育総務課長	向 後 稔
監査委員 事務局長	杉 本 芳 正	その他担当 職員	15名

#### 事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	黒 柳 雅 弘
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（片桐文夫） おはようございます。

定刻より若干早いですけれども、皆さんおそろいになりましたので、決算審査特別委員会を開催したいと思います。

連日の会議、お疲れさまでございます。また、本日から3日間という日程を取っておりますけれども、皆様のお力を借りながら、スピーディーな進行を行っていきたいと思います。その中でも、皆さんには公正な審査をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、飯嶋議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

委員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本委員会は令和5年度の決算という重要な審査があるわけでありまして、付託しました決算議案は8議案ですが、内容も多岐にわたり、審査も大変ではあります、十分なる審査をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

続きまして、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、委員の皆様、改めましておはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日審査をお願いいたします議案は、令和5年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の議決、認定についての8議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、認定くださいますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

ここで、飯島副市長は退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 3分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議を始める前に、9月に入りましてまだまだ暑い日が続いていますので、一応室温 26 度くらいを目安に温度設定のほうをしていきたいと思えます。また、個人的なあれがあると思えますので、自分なりに上着を脱ぐなり何かして進行していきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫） ただいまから本委員会に付託されました8議案の審査を行います。

審査の日程ですが、本日と来週17日、18日の3日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第1号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに財源である歳入と併せて審査を行います。

議案第2号から議案第8号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、会場の都合により、担当課の入替えを行いますので、併せてお願ひいたします。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらお願ひいたします。

説明、質疑については、着座で結構です。

答弁は簡潔明瞭にお願ひいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、着座で失礼させていただきます。

それでは、議案第1号、令和5年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げま

す。

本会議において補足説明申し上げたところですので、それ以外の部分について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

議案第1号、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をお開きいただければと思います。

それでは、初めに、3ページをお願いします。

この表は、歳入歳出決算総括表であります。左の歳入の表を用いまして、その内容と性質を説明してまいります。

初めに、1款市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されておりまして、歳入全体に占める決算額構成比は24.0%です。

2款地方譲与税は、国税として徴収される地方揮発油税の収入額の100分の42と自動車重量税の収入額の1,000分の431、また、国の特別会計から森林環境譲与税として交付される市町村分の総額440億円のうち人口等で案分した額を国が市町村に譲与するもので、構成比は1.0%です。

3款利子割交付金は、金融機関等から利子などの支払いを受ける際にかかる県民税利子割収入額の5分の3を県が市町村に交付するものです。

4款配当割交付金は、株式会社等から配当などの支払いを受ける際にかかる県民税配当割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.2%です。

5款株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡益が発生した場合にかかる県民税株式等譲渡所得割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.2%です。

6款法人事業税交付金は、法人事業税のうち市町村分相当額を従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.4%です。

続きまして、7款地方消費税交付金は、地方消費税のうち市町村分相当額を人口及び従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は4.8%です。

8款環境性能割交付金は、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の100分の95を市町村道の延長や面積で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.2%です。

9款地方特例交付金は、税制改正等により地方の減収などが生じた場合に特例的に交付される交付金で、令和5年度は個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分に対する個人住民税減収補填特別交付金と新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されており、構成比は0.2%です。

10 款地方交付税は、市町村間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が市町村に交付するものです。このうち、普通交付税は、標準的な行政経費に対する財源不足額に対し交付され、特別交付税は、災害関係経費など、特殊な事情を考慮して交付されるもので、この二つを合わせた構成比は28.4%です。

11 款交通安全対策特別交付金は、道路交通法により納入された反則金を原資として、交通安全施設の整備などに充てる経費を国が市町村に交付するものです。

12 款分担金及び負担金は、市が行う事業により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、小・中学校の給食費などが該当し、構成比は0.6%です。

13 款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、施設使用料や住民票の写しの交付手数料などが該当し、構成比は1.0%です。

14 款国庫支出金は、国が一定の義務あるいは責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもので、負担金、補助金、委託金などがあり、構成比は14.9%です。

15 款県支出金は、国庫支出金と同じように県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金と合わせて交付するものがあり、構成比は6.0%です。

16 款財産収入は、市が所有する財産の貸付けや売払いなどによって得る現金収入で、土地の売払収入や基金積立金の運用利子などが該当し、構成比は0.6%です。

17 款寄附金は、市が受ける金銭の無償譲渡で、使い道が特定されない一般寄附金と使い道を限定した指定寄附金があり、構成比は0.6%です。ふるさと応援寄附金もここに含まれます。

18 款繰入金は、特別会計または基金からの資金収入で、構成比は3.0%です。

19 款繰越金は、前年度の決算における剰余金で、構成比は4.4%です。

20 款諸収入は、収入の性質により他の収入科目に含まれない収入で、延滞金や雑入などがあり、構成比は2.9%です。

21 款市債は、主に学校や道路など、公共施設の整備のための資金として国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は6.6%です。

続いて、4ページをお願いします。

歳入の状況になります。

左側の表の下の表をご覧ください。色のついている部分です。

令和5年度の歳入の合計額は327億5,134万円でございますが、その下になりますが、そのうち市税や地方交付税などの市が自由に使える財源であります一般財源については224億3,569万6,000円で、前年度と比較すると、右側のほうになります、差引増減の欄、1億5,481万6,000円、0.7%の増となりました。

また一つ下の段になりますが、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては103億1,564万4,000円で、前年度と比較すると、右のほうになります、差引増減の欄、1億1,940万円、1.2%の増となっております。

さらに、その下の段になりますが、自主財源と依存財源で見えますと、自主財源、これは市税をはじめとして使用料、手数料、分担金、負担金、繰越金など、市が自らの権限で調達できる財源であります、繰越金の減などにより、右のほうになります、前年度に比べ6億7,696万7,000円、5.3%の減となりました。

一番下の依存財源、これは地方交付税や国・県支出金、地方債など、国や県の決定により交付されるものですが、これは右のほうになります、前年度に比べ9億5,118万3,000円、4.8%の増となっております。

増の主な要因は、国庫支出金、県支出金、市債の増などによるものです。

続きまして、今度、決算書のほうをお開きいただきたいと思います。

351ページをお願いします。

令和5年度、旭市一般会計実質収支に関する調書について説明いたします。

1、歳入総額は327億5,134万円、2、歳出総額は313億5,936万1,000円で、3の歳入歳出差引額は13億9,197万9,000円となりました。4、翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額1億8,059万8,000円で、物価高騰対策家計応援商品券配付事業や道路新設改良事業など11事業に係るものです。繰り越すべき財源を差し引いた5の実質収支額は12億1,138万1,000円となりました。

次に、主な歳入のうち、繰入金、市債についてご説明します。

かなり遑ってしまって申し訳ないんですが、43ページをお願いします。

43ページをお開きいただきましたら、表示のところで、また見開き表示というのをさせていただくと、2面表示になりますのでよろしくお願いします。大丈夫でしょうか。

それでは、43ページの中段やや下になります。

18款2項の基金繰入金について順番に説明いたします。基金繰入金のほうです。

1目財政調整基金繰入金は、右のページの備考欄になりますが5億4,390万1,000円で、一般財源の不足分に対して充当しました。

続いて、2目災害復興基金繰入金は、備考欄、1,150万円で、観光資源創出プロモーション事業と観光施設管理費に充当しました。

3目地域振興基金繰入金は、備考欄、2億2,635万7,000円で、移住・定住促進事業のほか、物価高騰対策家計応援商品券配付事業、観光イベント事業、スポーツ振興事業などに充当しました。

次の45ページをお願いします。

4目ふるさと応援基金繰入金は、備考欄、1億2,722万8,000円で、商業活性化推進事業、学校いきいきプラン事業、小学校施設改修事業などに充当しました。

続いて、47ページをお願いします。

下のほうの21款の市債については、右側のページになりますが、収入済額が21億4,760万円となっております。このうち過疎対策事業債の対象となった事業は10事業で、金額の合計は4億5,730万円となります。

49ページをお願いします。

過疎対策事業債の主なものは、1項1目総務債の備考の1、コミュニティバス整備事業債1,990万円や備考の2、公共交通運行事業債1,410万円、続いて、4目農林水産業債、備考の1、転作作物推進事業債1,690万円、6目土木債の備考9及び10、南堀之内遊正線整備事業債、繰越明許分を合わせて2億2,970万円などになります。

なお、過疎対策事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

次に、合併特例事業債の対象となった事業は4事業で、金額の合計は6億1,630万円となります。合併特例債対象事業の主なものは、6目土木債の備考の14及び15、冠水対策排水整備事業債、繰越明許分を合わせて1億7,160万円や、7目消防債の備考の1、消防施設建設事業債4億1,410万円などになります。

なお、合併特例事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

続いて、51ページをお願いします。

9目の臨時財政対策債は、収入済額1億2,830万円となっております。

なお、発行可能額は1億2,837万4,000円ございました。臨時財政対策債につきましては、

元利償還金の100%が交付税措置されるものであります。

以上で財政課の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 税務課から、議案第1号、令和5年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

資料としてお配りしてございます令和5年度決算補足資料（市税の収納状況等）をご覧ください。資料右上に、議案第1号税務課となっているものとなります。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したものです。区分欄Aの令和5年度調定額合計は80億9,626万1,588円で、対前年1億1,704万2,945円の減となりました。Bの収入済額合計は78億4,560万7,085円で、対前年784万5,121円の減となりました。Cの不納欠損額合計は2,328万4,698円で、対前年8,834万701円の減となりました。一つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは翌年度へ繰り越される滞納額となりまして、2億2,920万8,786円で、前年度より2,006万82円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和5年度の現年分が98.84%で0.28ポイントの増、滞納繰越分が35.04%で1.98ポイントの増となり、現年分、滞納繰越分の合計では96.88%で、前年度より1.27ポイントの増となりました。

続いて、3ページをお願いいたします。

この表は、市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は主な税目について、一番右側の収入済額増減のみを申し上げます。

初めに、市民税については、対前年5,809万5,276円の減となりました。うち個人分については対前年4,831万3,307円の減、法人分については対前年978万1,969円の減となりました。市民税の減の主な理由は、個人分については新型コロナウイルス感染症対策関連の給付金の終了や物価高騰の影響に伴います現年分調定額の減によるものです。

次に、固定資産税ですが、対前年4,363万3,976円の増となりました。

次に、下から二つ目になりますが、都市計画税は対前年474万8,222円の増となりました。固定資産税、都市計画税の増の主な理由は、家屋の新築、増築や償却資産の増加によるものです。

以上、市税合計では、対前年784万5,121円の減となりました。

続きまして、4ページをお願いいたします。

この表は、税目別に収納率を前年度と比較したものとなります。現年分については、全ての税目で前年を上回っており、一番下の欄、現年分と滞納繰越分の合計では1.27ポイントの増となりました。

5ページをお願いいたします。

上段の表(1)は、国民健康保険税を除いた過去5年間の市税全体の収納率の推移になります。令和5年度の市税合計の収納率は96.88%で、令和元年度と比較しますと3.65ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びてきております。

下段の表(2)は、過去5年間の収入未済額の推移となります。令和5年度の現年分、滞納繰越分の合計は2億2,920万8,786円で、令和元年度と比較しますと2億1,785万7,097円縮減することができました。

6ページをお願いいたします。

このページの表は、差押処分等を前年度と比較したもので、国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表(1)は、差押及び充当の状況を差押え財産の種別ごとにまとめたもので、一番下の合計欄になりますが、令和5年度の差押え件数は508件で、差押えによる充当額は9,396万4,303円となりました。

一番下の表(3)は、預貯金や給与などの財産調査を実施した件数となりまして、令和5年度は4,597件の財産調査を行いました。

7ページをお願いいたします。

この表は、本年5月末時点における令和5年度の現年分の収納額につきまして、国民健康保険税を含めた税目ごとの収納区分別の内訳になります。一番下の合計欄になりますが、口座振替による納付が最も多く、納付額で26億1,563万5,695円、構成比では43.1%となっております。

令和5年度の市税の収納状況についての説明は以上となりますが、税の公平性の観点から、今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、収納率の向上に努めてまいります。

議案第1号についての税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長(片桐文夫) 担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入から、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもお疲れさまです。おはようございます。

それでは、議案第1号 一般会計歳入についてちょっとお聞きいたします。

決算意見書の61ページ、一般会計財源別の中で、令和4年度と比較して約7億円、5.3%の減となっていますが、その理由は何でしょうか、お聞きします。

○委員長（片桐文夫） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 61ページの自主財源、タブレットの61ページでよろしいですね、上の自主財源のところの計5.3%の減というところで、表のほうで見ていただくと分かるとおり、分担金及び負担金がマイナス42.9%、それから繰越金がマイナス30.5%、ここら辺が減の大きな要因になっていると思います。

分担金につきましては、学校給食費の減免による減というところと、あとは繰越金につきましては、実質収支の減による純繰越金の減、それから繰越事業の減などによる、そういったものの要因ということで、マイナス、全体的に5.3%の大きな要因は、そういったところだと思います。

○委員長（片桐文夫） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 自主財源の確保の観点から、人口減少、そしてまたふるさと納税の改正等がある中で、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 財政面みたいな感じですかね。いろいろ人口減少というところで、議員のいろんな一般質問の中でいろいろご提言いただいている中で、これから総合戦略等も策定していく中で、そういった人口減少対策という部分も十分盛り込んでいって、対策は取っていければというところになると思います。すみません、ちょっと雑駁な回答で申し訳ないです。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。大きく2項目について、二つのことについて伺います。

歳入というよりも全体的なものが1点と、市税の徴収状況について1点なんですけど、一つ目が行政改革アクションプランというのが令和4年度の計画が出ていると思うんですけど、

その中で、令和元年から6年度の5年間目標の中で、経常収支比率と実質公債費比率の5年間の目標というのが出ていたと思うんですが、経常収支比率のほうが90%以内、実質公債費比率のほうは10%以内というふうな内容だったと思うんです。ちょっと質疑のほうにももしかしたらかぶる質疑かもしれないんですけども、特に経常収支比率については、令和2年度以降ずっと目標値がオーバーしている状況で、実質公債費比率については、令和5年度は目標ぎりぎりのような数値になっていたと思うんですけども、そういった結果にどのような見解でいるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

経常収支比率については、令和5年度の見直しについて、行政改革アクションプランのほうに書いてある内容が、施設のLED化の推進や計画的な維持補修も含めたものを予算査定に努める。会計年度任用職員の雇用について、定年延長などの制度変更や再任用職員の配置なども踏まえた適正な人員になるように予算査定を行うといったことが書かれているんですけども、実際令和5年度はどうだったのかというのを教えてください。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員、タブレットの何ページか、皆さんに教えてもらってもいいですか。

○委員（崎山華英） 決算説明資料……  
（「11ページのグラフ」の声あり）

○委員（崎山華英） はい、ということにしてください。

もう1点もまとめて質疑してしまってよろしいですか。

すみません、市税の徴収状況についても、先ほど税務課長のほうからも説明があったように、調定額に対する収入割合全ての項目で前年よりはアップしていたということで、徴収作業に当たっている職員の皆さんの努力が感じられるところなんですけれども、負担金や手数料などの税外債権の収納率については一方でどうだったのかということと、あと、また、いずれについても、この徴収事務の強化を今頑張っていらっしゃるところですけれども、その分この人件費だとか、残業時間の増加というのはなかったのかということで、これもやっぱり行政改革アクションプランを見ると、市営住宅の家賃の徴収などは、夜間訪問などを行うみたいな文言が書いてあったので、もしかしたらその人件費だとか残業が増えてしまっているのではないのかなという心配がありました。人力に頼らなくてもよいような仕組みとか、体制というのは工夫されているのかというのをお聞きしたいなと思ったのと、あと、あわせて、私、委員の皆さんには、LINE WORKSでPDFの給食費のほうの資料をお送りして、執行部の方にも一、二枚資料をお渡ししたところなんですけれども、学校給食費の負担金収

入について、近年の状況をちょっとまとめてみたんですね。

令和5年から遡って平成30年までの調定額と収入済額と不納欠損額、あと収入未済額で、調定額に対する収入割合と調定額に対する収入未済額の割合というのをちょっと各年出してみたんですけども、この間に物価高騰対策だとか、あと第3子の給食費の無償化とかがあって、学校給食費の負担金収入というのがすごく変化があった6年間だったと思うんですけども、これ、令和5年、すごく今回調定額減った割には、調定額に対する収入未済額の割合というのはあまり変わってなくて、そのあたりこの給食費の無償化とか減額に対して、収入未済額の影響とか、どんな見解でいるのかなというのをちょっとお伺いできればいいなと思いました。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） まず、最初に、11ページの経常収支比率と公債比率の表のほうが出ています。経常収支比率、だんだん当市においては上がってきている状況だということでございます。県のほうも直近は出ていないんですが92.2%、当市の最終が94.5%ということで、若干平均よりも高いと。

この辺はやっぱり経常収支比率が上がるのは、基本的には自主財源というのはあまりなかなか伸び悩んでいる中で、経常的なかかる経費、物価高騰にかかる電気代だとか、あとは社会保障という部分でかなりの経費が含まれています。そういったところで、ちょっと県平均もだんだん、近隣も上がってきている状況で、そういった状況でちょっと上がってきているのかなという状況です。

あと、公債費比率につきましても9.9%ということで、この赤いグラフであります県平均5.8%よりもかなり大きなポイントになっているというところになります。ここにあります早期健全化基準だとか、財政再生基準までは程遠いんですけども、平均しますと上がっていると。これは数字の見る方向によっても違うと思うんです。これは上がっていますけれども、逆を言えば、そういった投資をしているというか、皆さんのご要望になるべくお応えできるように事業も進めているという表れでもあると考えております。

○委員長（片桐文夫） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 税の収納率の関係で、職員にお褒めのお言葉をいただき、ありがとうございます。

税務課の徴収対策について、人件費、結構かかっているのではないのかなということだと思  
うんですが、収納に関しては税務課の収税班というところで行っております。特に、人数等  
が増えているわけではございませんし、あと、月に1度夜間徴収ということで、納税者の方  
に夜間納付に来ていただいたりですとか、あとは納税相談、平日ちょっと日中に来れない方  
の納税相談の機会をとということで、月に1度夜間徴収を行っております。この夜間徴収の窓  
口を開けている時間につきましては、フレックスで対応しておりますので、この夜間窓口に  
関しての人件費、残業代等は発生しておりません。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 人件費のお話のほうがございます、会計年度任用職員のほうの主な  
話ですが、この会計年度任用職員については減らす方針でいるところがございます。こちら、  
徐々に会計年度任用職員の業務のほうを委託費のほうへ変更できればというような方向に今  
方針を持っておりますが、お話のあった家賃徴収等のお話もございましたが、こちらの家賃  
徴収に関しましては、こちらは人件費も大幅に時間外等は増えていない状況ではございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） どのように、経常収支比率などで経常的なやっぱり先ほど申しました  
ような電気代だとか、そういった経常的にかかるもの、あとはいろいろ委託料なんかという  
ところも、人件費も上がっていますし、想定以上に上がっているという部分がございます。  
なかなか先ほど委員がおっしゃったように、いろいろなLED、電気料を抑えるためのLE  
D化だとか、それから人件費の部分で言えば会計年度任用職員、その任用に当たって精査し  
ながらというところ、必要以上に任用していないかという、そういったところに気を配りな  
がら進めて、いろんな各課多岐にわたっていますので、それぞれの事業課において、そうい  
った観点で取り組んでいただいているのかなとは思っておりますが、なかなか税込だ  
とか、経常的な収入がちょっと伸び悩んでいる中でのかかるお金が伸びるのが想定以上に進  
んでいるのではないかなというふうに思っています。給食費の関係は、また学校のところで  
説明します。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） では、4点質疑させていただきます。

決算書の 19 ページ、5 款の株式等譲渡所得割交付金なんですけれども、こちらが予算よりも大きく増えた理由をまずお伺いします。あと、こちらが県から分配ということだったんですけれども、県では株とかで運用しているのか、その辺をちょっと教えてください。

続きまして、21 ページの 8 款環境性能割交付金、こちらも予算より増えた理由を教えてください。

あとは、これは歳入でいいですか、旭市民がふるさと納税をしたことによって減った市民税の額がもし分かれば教えてください。

あとは、さっきの税務課の配付資料の 6 ページにありました差押えなんですけれども、この差押えがどういう基準で差押えをしているか、簡単に教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 株式譲渡と環境性能割と二つでよかったでしたっけ。

増の要因ということなんですけれども、これは基本的には上から下りてくる交付金なんですけれども、考えられる要因とすれば、もともとの原資である株式譲渡所得割収入というのが増額になったというところで、配分も増えたというところになるかと思います。

県の運用状況でしたっけ。

（「運用状況というか、県は株で運用しているのか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） これは結局、株式を譲渡するときの収益が県のほうに上がってきて、それを運用しているかどうかはわからない。それを配分してくるということなので。県民税のほうに株式譲渡の所得が出たときに、税が県民税として、税金のほうに固まった中から配分されるので、運用とかそういうあれではないです。

あと、環境性能割の歳入、この増えた要因ということなんですけれども、これも県のほうが基準に基づいて算定したものを市にくれるものなんですけれども、増えた要因ということは、自動車税の税収の増、これが考えられるかなということです。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） ふるさと納税で税収がどのくらい減ったのかというご質疑かと思ひます。

令和 5 年度でいきますと、市民税分として税額控除があった分が 9,357 万 7,000 円、これが

税金から控除されているという部分になります。ただ、交付税措置等が当然ありますので、確か6月の議会のときにもちょっと議員からの質問があったと思うんですが、実質的には8,300万円ぐらいプラスという形にはなっております。税金は安くはなるんですけども、その分交付税措置があつて、旭市に寄附していただいた分がありますので、その差引きでいくと、令和5年度は約8,300万円がプラスになっているということでございます。

それから、差押えのところでございます。どのような基準で行っているのかということですが、滞納整理のまず基本的な流れでご説明しますと、納期限内に納付がない方につきましては、納期限後に督促状を送付します。督促状を送付しても納付がないと、今度さらに催告書というものを送付いたします。催告書を大体年7回ぐらい送付するんですが、未納状態が続いている方には繰り返しこれは送付することになります。この催告書には、納付が困難な場合には、当然税務課へ相談していただきたいということでお願いはしているんですけども、そういった中でも、納めたくても当然すぐに納められないという方もいますので、そういう方には納付が困難となった場合には、その生活状況、それから収入や財産の状況等を綿密に伺った上で、分割納付、それから徴収猶予などの相談にも応じる形になります。

そういった形を取ってもなかなか納付がなかったり、あるいは納税相談に来られなかったり、連絡等がいただけない方については、財産調査を行った上で差押え等の滞納処分を行う形になります。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） よく分かりました。悪質な場合のみ差押えというイメージですかね。

あと、すみません、1点だけ再質疑なんですけれども、先ほどふるさと納税とかで9,357万円減った分、交付税措置されるということだったんですけども、それは翌年度に交付税措置されるのか、その辺をちょっと教えてください。例えば、令和5年度に減った分は令和5年度に入ってくるんでしょうか、すぐに。よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 翌年度になります。

○委員長（片桐文夫） 議案の審査は途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 歳入について何点か簡単なことですから、お聞きいたします。

実は税の問題で、令和4年度の税の不納欠損額が1億1,162万5,399円あったんですよ。これが税務課を含めて大変苦労したと思うんですけども、今年是不納欠損額2,328万4,698円ですから、かなり減っていると思うんですけども、債務整理のほうで後でまた聞きますけれども、この1億1,100万円余のやつはどういう形でもって今、滞納として残っているんでしょうかね。

先ほど、滞納整理のところでもいろいろご努力されている内容が出てきて、令和4年度が私の数字ではちょっと見られないんですけども、税務課のやつはナンバー第1号かな。

2億円余の令和4年度は合計であって、今度は、令和5年度は2億円……私の持っている、市税収納状況等というのは何番かな。議案第1号、税務課の発行しているのは何番ですか。

（「税務課配付資料の6ページ」の声あり）

○委員（松木源太郎） これだな。ありがとう。4年度が2億9,800万7,515円ですね。401件、これは解消して、令和5年度は2億538万8,620円、431件、こういう形なんですけれども、実際に1億1,000万円のうちのぐらいいが回収されているのかということは分かりますか。

つまりこれは市税だけなんですけれども、国保税と絡むと、国保税はこれには入っていませんけれども、結局何が言いたいかというと、そんなことを信じちゃ悪いけれども、市税の滞納、市税以外に都市計画税だとか、固定資産税だとか、いわゆる国保税を除く市税の滞納というのはかなり回収は難しいんですよ。

というのは、国保税だと対象者は少ないですけども、6万2,000人台のうち4割以下しか入っていませんから少ないんですけども、ここの滞納整理というのが、例えば議員、私なんかも何回もやっているんですけども、出てきて、それでもって何年計画でもって月5,000円ずつ払うとか、1万円ずつ払うという処理をやっているんですけども、滞納整理のこういう状況を見てみると、大変市の税務課の仕事は難しいなと思って質疑したわけです。

実際に、例えば令和4年度の不納欠損が1億1,100万円以上ある。今回は2,300万円である。これは大体どのぐらいでもって回収されてきているんですか、今まで。簡単でいいですからお聞きしたいなと思ったわけです。

それから、交付税の問題なんですけれども、交付税は、例えば今回出してくれた、いわゆる決算状況の報告によると、交付税全体では……

○委員長（片桐文夫） 松木委員、何ページですか。

○委員（松木源太郎） 分かります。9,213万円余あって、それが……

○委員長（片桐文夫） 松木委員、何ページになりますか。

○委員（松木源太郎） ごめんなさい。歳入説明の3ページ、決算書でいうと15ページのところの10、地方交付税92億1,315万9,000円で予算計上したけれども、その後さらに追加されて93億250万円余になったわけですね。このうち普通交付税は82億5,532万6,000円になるんですけれども、この中で旭中央病院に差し上げる普通交付税分の病院ですね、その金額はどのぐらいなのかということですね。

それから、1億円以上かなり予算計上よりも入っているんですけれども、最終的に92億円が93億円ぐらいになっているんですけれども、それはどういう事情なのかということをお簡単に教えてください。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 交付税の中で病院に繰り出しているのは、およそ22億円ほど繰り出しています。

（「その計算の基を、簡単でいいですから」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） 基というか、結局、基準財政需要額とかいろいろあって、その中で中央病院として算定されている部分の需要額の、先ほど22億円ということですが、正式には22億8,051万2,000円ということになります。

基本的には、交付税で算入された額と同額というところで、十分には繰り出しているというところなんです。

（「最後に伸びたのはなんですか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） これは追加交付がありまして、特例ということで追加交付、臨時経済対策費というところとあと臨時財政対策債償還基金費というところから追加交付があって、その分増えたということになります。

○委員長（片桐文夫） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 松木委員、多分4年度の欠損額が1億1,000万円ぐらいあって、5年度が市税だと2,300万円ぐらいということで、すみません、不納欠損の処理でございますので、これはもう一旦調定から減らすということになりますので、この金額はもう翌年度の調定には載らない数字になります。では、不納欠損って……

（発言する人あり）

○税務課長（榎澤 茂） 翌年度には載りません。不納欠損ってどういう基準でやるのかということだと思んですけども、先ほどの滞納整理のほうのご説明、差押えの件とかご説明させていただきましたけれども、そういった手続きを踏んで、やむを得ない事情等があって、どうしても納めたくても納められないですとか、あとは収入がなくて、あと例えば病気になって入院してしまっているとか、あるいは生活保護になってしまうですとか、原則として徹底した財産調査等を行って、来庁して納税相談、あるいは場合によってはお宅へ訪問して、本人と面談をして、家の捜索なども行いまして、財産の状況等を確認して、これは納税するのは不可能だろうというところの判断で欠損処理をするような形になっております。それでよろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、後から決まった分というのはどういう形でもって予算書に反映されているんですか。つまり年度を越えていないわけでしょ。超えていないということだけれども、越えていないというのは締めめの段階までなのか、そこのところがちょっとはつきり分からなかったの、そこの処理の仕方、後でいいので。

それから、税務課長、そうすると不納欠損にしたということは、もう取れないということがはっきりして、課税はしたけれども、その年度ではなくて、その前からの年度の分も、これは取れない分を課長決裁なのか、長の決裁なのか分からないけれども、そこでもって一旦切って、それでもってその金額がここに載っているということなんですか、決算書に。そこのところをちょっと財政課長から。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 次の年ということなので、今回、議案のほうでも補正予算を出させてもらっていますけれども、次年度の財源として活用していっているところです、補正とかの。

（「増えた分は」の声あり）

○**財政課長（池田勝紀）** すみません、増えた分はこの数字、決算で載っている数字がそのままです。

（発言する人あり）

○**委員長（片桐文夫）** 松木委員、すみません。答弁がまだ税務課のほうが終わっていませんので、答弁をいただいてからで、また再質問をお願いします。

税務課長。

○**税務課長（榎澤 茂）** 決算書の不納欠損欄に載っている額というのは、年度末に処理をする形になりますので、5年度末にもうこれは取れないだろうということで落とす、調定から落としますよということでこの数字を載せているということになります。

○**委員長（片桐文夫）** 財政課長のほうからはいいですか。答弁大丈夫ですか。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）** 予算ですので、歳出の場合はないと払えないんですけども、歳入の場合はそれ以上でも受け入れることができるという、そうですね。

○**委員長（片桐文夫）** 松木委員。

○**委員（松木源太郎）** 分かりました。そこら辺のところを、ちょっと微妙なところが私、分からなくて、これはどうなるのかなと思ったものですから、そうすると最終的な、例えば3月の補正がありますね。3月の議会までやっていますよね、前年度のやつを。それ以外にあと1億円近くが来ているわけだ、5年度は。そういうふうに考えていいんですね。あとそれだけです。

○**委員長（片桐文夫）** 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）** 追加分については、松木委員が言ったとおりに来ている状況になります。

○**委員長（片桐文夫）** ほかに質疑はありませんか。

菅谷委員。

○**委員（菅谷道晴）** 会社ですと欠損は決算をしまして自己資本比率等々ということで出すんですけども、市としては5年度の自己資本比率というのは出るんでしょうか。出るんですしたら何%ぐらいなのかということ、借金等、いろいろ財産等々、その一点だけ教えていただければありがたいです。

○**委員長（片桐文夫）** 菅谷委員に申し上げます。今回のこれに対しての質疑をお願いします。

（「では結構です。後で教えて下さい」の声あり）

○委員長（片桐文夫） では、後日で……財政課長。

○財政課長（池田勝紀） この後、決算審査が終わった後に、あしたになるかあさってになるかわかりませんが、報告の中で財務4表の説明をうちのほうからしようと思っていますので、その中で説明させていただければと思います。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑は。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ページの拾い方がちょっと複雑なので、あっちへ飛びこっちへ飛びするかもわからないんですけど、まず先ほど、前者のほうの質疑に対して、市民税の減の理由というのを何か物価高騰だとかいろいろ言われたんですが、そのところをもう少し詳しく、物価高騰なのでなぜ市民税が減になったのか。物価高騰の前にも何か言われたんですけど、ページを拾うのに忙し過ぎて書き取れていないんですね。

何個ぐらい言えばいいんですか。

○委員長（片桐文夫） 大丈夫ですよ。5個くらいであれば。

○委員（戸村ひとみ） 五つぐらいで。

○委員長（片桐文夫） ページ数は分かれますか。

○委員（戸村ひとみ） 市民税の減ですか。決算書ですと3ページ、4ページになるんですかね。その市民税の、でも予算を立てたよりも調定額のほうが多いんですよ。ここの理由、先ほど市民税減の理由を言われましたので、ただ予算よりも調定額のほうが多かったですよ。調定額が多くて、収入済みが調定額よりも若干少ないですけども、予算よりは多いです。

ですから、物価だ何だかんだという理由のところ、これが本当に予算のときにはそれも分かっていたでしょうから、いいです。その理由をお願いします。

あと、先ほど来出ております収入未済なんですけれども、市税の収入未済、こちらのほう2億2,920万8,786円、この収入未済の推移ですね。内訳がそれぞれ市民税、固定資産税、あと軽自動車税ですね。あとたばこ税は収入未済はないんですけども、もちろんないんですよ、たばこを買ってもらうから。予算現額と調定額の、この差が大きいと思うんですけども、4,000万円ぐらいあるんですけども、これの理由、見込んでいたよりもたばこをいっぱい買ってくださったということなのかなということなんですけども、ここのところの評価といいましようかね。市民の健康を考えるとあまりたばこを吸わないほうがいいんじゃないかなというのはずっと私、言い続けているんですけども、それでも収入源ですから、一定程度当てにしていますので、そんな中で予算と調定額との、この4,000万円の差、その理由。

それから、あとはちょっと飛んでしまうんですけども、P351 と書いてあるのは、恐らくこれは決算書だと思うんですけども、実質収支の先ほど説明いただいた、そこなんですけれども、この実質収支の評価をお願いします。

実質収支が例年どんなふうになっているのかという、過年度とかをちょっと比較して、その評価をお願いしたいんですけども、剰余金なんかも本会議場でもそういうちょっと質疑もありましたけれども、行政ってもうけるところではないんで、株式会社とかではないので、もうけてはいけないというのかな。利益を上げるというのではなくて、集めたお金をどれだけ市民に還元できるかという、それが極端な話、全てを市民サービスへ還元してしまってもいいのかなというぐらいの考え方で私はいるんですけども、ただ、今現在の市民のためというのではなくて、将来市民のためにももちろんのこと、基金やら何やらで積み立てて、将来市民のことも考えなければいけない経営だとは思うんですけども、そうしたところで過年度との比較で、今回の実質収支の評価をお願いしたいと思います。

あと、ちょっと具体的なところで、監査意見書の24ページの諸収入のところです。

ちょっと具体的になってしまうんですけども、24ページの第20款諸収入のところなんですけれども、令和4年度は不納欠損額がゼロなんです。令和5年度が不納欠損額が、あれ、違いますか。

- 委員長（片桐文夫） どこを読んでいるんですか。決算書の24ページですか。
- 委員（戸村ひとみ） 意見書です。監査委員の意見書ですね。
- 委員長（片桐文夫） 24ページの意見書のあれですね。
- 委員（戸村ひとみ） よろしいですか。諸収入のところの令和4年度の不納欠損がゼロで、令和5年度が11万4,040円、その隣の収入未済が2,144万8,532円で、この前が出ていないので分からないんですけども、収入未済というのは令和4年度も出ていて、諸収入というのは当然のことながら毎年あるわけですよ。不納欠損がゼロということがあるのかという、収入未済が私の考えの中では、収入未済の中で何年かたった、その年数が決められていて、不納欠損に回っていくというのではないのかなと思ってまして、ということは令和4年度のゼロというのは考え方としてちょっと分からないんですけども、前の年の収入未済の中で不納欠損になるものがなかったということになるのかどうかというところと、あと諸収入の中で収入未済になるというものが一体どういうところが多いのかというのを、決算書の中を詳しく見てみれば分かるとは思うんですけども、ここに監査委員のほうでこうやってまとめてくださっているんで、ちょっとそこのお聞きしたいと思います。

ちょっとこれ以上聞くと自分の中で分からなくなってしまうので、すみません。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

戸村委員の中で4年度のお話が出ていましたけれども、それはあくまでも5年度の決算の

……

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫） それに対しての5年度まででってことですね。

戸村委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） すみません。質疑がちょっと多岐にわたっていますので、答弁漏れがありましたらお願いいたします。

まず、市民税のほうの収入が減った理由としましては、先ほどご説明しましたが、コロナ関係の給付金が令和5年度は当然なくなっております。5年の決算ということは、いわゆる4年の収入に対して課税をするのが5年の決算で、当然4年の課税に関しては3年度の収入ということになりますので、令和3年度中にはまだまだコロナの影響がありましたので、様々な、国もそうですし、市もそうですけれども、コロナ関係の給付金が事業者向け等に給付されておりました。

この給付金は収入として見るというふうに決められておりますので、5年度の課税に関して、いわゆる今度4年の収入になるんですけれども、4年についてはそういった給付金等がありませんので、いわゆる事業者の方については収入がちょっと減ったということで、調定もそうですし、頂くほうの収入済みのほうも結果的にはちょっと減になったのかなというところがございます。

それから、収入済額の推移ということですので、4年と5年でちょっと比較した数字を申し上げさせていただきます。

個人市民税につきましては、対前年で1,126万4,719円の減です。収入未済ですね。ですので、滞納額が減っているよということです。減になりますので滞納額は減っているよということになります。

法人市民税は4年度と比較しますとマイナス54万4,631円、固定資産税につきましては、対前年マイナスの681万3,763円、都市計画税につきましては、対前年マイナス58万9,005円、軽自動車税につきましては、4年度と比較しましてマイナスの84万7,964円ということで、市税全体として収入未済額は対前年度と比較しますと2,006万82円の減となっております。

す。

それから、たばこ税が予算より調定が増えているよというところのお話かと思います。歳入予算につきましては、市税もそうなんですが、やはり下めに見ないと当初課税するに当たっては、予算としてはどうしてもやっぱり歳入ですので低めに見なければいけないと思いますので、予算と調定、税に関していきますと予算より調定が多いというのは、これはもう毎年こういった傾向があらうかと思います。

その中ではたばこ税が何で多いのかというところでございますが、議員おっしゃるとおり、健康志向の高まりによりまして、たばこの消費本数は年々減少傾向にはございます。ただ、このたばこ税に関しては、頻繁に税制改正が行われて増税されております。ちょっと5年前と比較するんですけれども、たばこ税の税率、5年前は1,000本当たり5,692円だったんですが、現在は1,000本当たり6,552円となっております、5年前と比較しますと1,000本当たり860円の増税となっている、このあたりがちょっと要因かなと思われま。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 実質収支の評価ということでよろしいでしたっけ。

実質収支、これはなかなか一般質問でも申し上げたかもしれませんが、なかなかコントロールというのは難しい。簡単に言うと黒字の部分というところなんですけれども、この辺の評価としましては、5年度の決算としては、数値で見ると実質収支比率というので見ています。それが5年度決算だと6.6%になっております。

県内の37市があるんですけれども、その平均が6.2%というところで、県内平均よりは若干高めだなというところで、よく議論されるのは、やるべきことをやっていないからこんなに余ったのかというところなんですけれども、実際にはいろんな補助事業とかやっている中で、税のさっきの話もそうですけれども、ちょっと多めのキャパを取って予算計上する場合もあります。

この事業にのれる人がこのぐらいいるのではないかなというところで予算計上しても、そんなには手が挙がらなかったとか、そういうのがもろもろいろんな各課において、いろんな事業を展開していますので、そういうのが積み重なってというところで、全体としてどうかというとなかなか難しいところもあるんですけれども、一つの数値としては、実質収支比率というところで財政上はちょっと見ている中で、そこら辺をポイントとして注視しながら運営しているというところ。

諸収入の未済のところですか。決算書の 48 ページ、諸収入の未済額、雑入というところで、48 ページで見ると備考にかなりの事業が並んでいると思うんですけども、大きな要因としては、生活保護の関係の経費というところで、それがなくなってなくなったというところが大きかったということらしいです。

(「経費ですか」の声あり)

○**財政課長(池田勝紀)** 経費じゃない。返還金ですね。それが事情によりというか、ちょっとというところ。主な要因というところでありませう。

不納欠損は、結局債権の取る予定になっているやつを取れなくなって欠損するわけですよ。そういった状況になったものがない場合は、欠損するものがなかったというところになります。

○**委員長(片桐文夫)** 戸村委員。

○**委員(戸村ひとみ)** 収入未済の中で、例えば生活保護の返還してもらわなければいけないものが、返還されなかったものが収入未済に計上されて、それが結果取れませんでした。何年か追いつけるのか何するのかも、その時点で相談されたら、それでそのまま不納欠損に回るのかどうか分からないんですけども、そういうものが一つもなかったということなんですかね。

そうしたら、令和5年度は件数としてはどれぐらいあったということでしょうか、不納欠損が。

(「原課の方で聞いていただけると」の声あり)

○**委員(戸村ひとみ)** そうですね、後で聞きますわ。

不納欠損ゼロというのは初めて見たもので、こういう収入未済があるところで不納欠損ゼロというのを初めてみたような気がしたもので聞いてみました。

先ほどのご答弁の中でちょっと順番に、市民税減のほうは結局、令和3年度のほうの給付金に対する課税というのがあったものでということなんですね。令和3年度に皆さんが収入として得られたものに対して、給付金も課税対象になっていたということで、それで令和4年、5年で減ってきたということなんですね。分かりました。

物価のほうはどうなるのかな。コロナとか物価とかという言葉が出てきたものですから、それで市民税、直接減になるのかというのがあったものですから聞きました。

軽自動車税なんですけれども、この収入未済、またページを言うんですかね。3ページです。3ページの軽自動車税のほうの収入未済で、不納欠損になるというこの台数、旭市は軽自

動車が非常に多いと思うんですけれども、これは収入未済でどれぐらいの台数になっているんですか。毎年どれぐらい不納欠損になっていくのか。

それと、先ほども前者のほうの質疑の中でのご答弁で、不納欠損というのがもうどうしても取れないと分かった時点で不納欠損にするというようなことだったと思うんですけれども、私の認識では、不納欠損の収入未済で、何年かその間というのは不納欠損に回さないような、そういう感覚があったものですから、そういうのではなくて不納欠損というのは、相談にいらしたときにこれは取れないなと思った時点で即、不納欠損に回るようなこともあるんですかね。そういう対処の仕方というのものもあるんでしょうか。

先ほどの答弁のほうでそれをお願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

2点についてでいいですよ。

（「次もまだあるんですけど」の声あり）

○委員長（片桐文夫） まだあれば、戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） では、続きまして43ページの不動産売払収入です。

物品売払い、先ほど説明があったような気がするんですけれども、不動産売払収入と物品売払収入、これの内訳をお願いします。

それと、50ページの転作作物推進事業債、こちらが先ほども説明があったと思うんですけれども、1,690万円がいいでしょうか。この事業債の内訳をお願いします。これも今日聞いてはいけないところですか。そんなことはないですよ。さっき何か説明がございましたよね。

あともう1点、前者の答弁の中で、会計年度任用職員の人数を減らして、委託のほうに徐々に切り替えていくみたいな、そういったご答弁だったと思うんですけれども、私も予算書なり決算書なりを見ると委託、委託、委託という文言が本当に多くて、ここの考え方なんですけれども、どういう割合でというか、いろんな部門で違ってくると思うんですけれども、方針として、もう会計年度任用職員というのはほぼゼロにして委託のほうに切り替えるという、それが令和5年度の方針としてあった結果なんですかね。それぐらいですかね。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

ちょっと待ってください。

戸村委員、先ほど言った50ページの転作作物については事業内容ですか。

○委員（戸村ひとみ） 債権のほう。

○委員長（片桐文夫） 債権のほう。

戸村委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 軽自動車税の収入未済の台数あるいはその不納欠損の台数というご質疑でした。

すみません。大変申し訳ありません。ちょっと台数のほうを把握しておりませんで、人数ですか、滞納者の方、収入未済というのは滞納に回る分になりますので、滞納者の方を人数で把握しているもので、ちょっと人数で申し上げますと、軽自動車税の収入未済で、人数で言いますと780人がその収入未済に該当している人数になります。

それから、不納欠損についての考え方、駄目だとすぐ欠損にしてしまうのかということだと思いますが、不納欠損の種類は三つございまして、5年時効とそれから3年時効、それと即時ということで3種類あります。ですので、全部が全部その場ですぐということではありませんので、その方の状況に応じて一旦執行停止等をかけまして、3年間執行停止をするよというような措置もありますし、この方はもう亡くなって身寄りもないよとか、とにかく取る手だてがないよといった場合には、即時に該当させる場合もありますけれども、一旦は3年なり5年なりというところで、経過を見て不納欠損というのは処理しております。

○委員長（片桐文夫） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 決算書の43ページ、財産売払収入のうち、土地売払収入と物品売払収入の内訳をということです。

まず、土地売払収入ですが、これは件数にして9件となります。9件のうち8件は法定外公共物といいまして、いわゆる赤道、青道というような法定外公共物、地番のついていない、そういったような道路敷、水路敷というような、そういったものを市が所有しているわけです。そういったものを払い下げたもの、これについてが8件。

あと1件については、これは3月でしたか、議決いただきました旧神西住宅です。これを官公庁オークションで売却しました。

内訳については以上です。

今度は物品なんですけど、物品につきましては10件ですね。これは公用車で、取り替えが必要になる、もう乗れなくなってしまった公用車について売却したという、これが10件ほどありました。

内訳については以上です。

○委員長（片桐文夫） 財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）** それでは、50 ページの転作作物推進事業債の関係です。

内訳といたしますか、この事業債につきましては、農水産課のほうで実施しております水田農業構造改革推進事業、いわゆる転作作物の推進というところで実施している事業になります。この一部に充てております。過疎対策事業債を使っていますので、市内全域で転作事業に取り組んでいるうちの過疎債対応できる、干潟地域というところをこの債でやっている。

○**委員長（片桐文夫）** 総務課長。

○**総務課長（山崎剛成）** 会計年度任用職員の今後の方針ということでよろしいですか。

会計年度任用職員の考え方ということで、いろいろ経常収支比率のほうの話とかもありましたので、会計年度任用職員の関連の話をさせていただきます。

会計年度任用職員については、今、市の業務のほう、増加、多様化、かなりしている中でございます。そういった中で臨時的な業務などを本当に担っていただいている職種でございますので、方針としてはゼロにするという方針はございません。

委託のほうですが、その中でも労務管理のところ、会計年度任用職員の数がどんどん増えていって、労務管理のほうでもかなりやっぱり厳しい、正社員のほうが厳しくなる、業務が増えるというような傾向がございますので、そういった面で、今、会計年度任用職員が担っている業務を委託化できるものは委託化していこうという、そういう方針でございます。

この方針は令和5年度に限ったことではなく、今後も同じように考えていきたいと思っております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）** 戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）** これは軽自動車の収入未済なんですけれども、前者のほうで差押えのことを聞かれていましたけれども、恐らく軽自動車というのは、差押えをするにしても何かこういう言い方をしたらなんですけれども、いい値にはならないのではないかなと。先日、フェラーリか何かの差押えみたいなので、すごい三千何百万円とかと言っていましたけれども、軽自動車というのが780人も収入未済があるということは、台数にすると一家に1台ということはないでしょうから、一家というか、軽トラとかもあるでしょうから、まああの台数なのではないかなと思うんです。

そのところで、不納欠損にならない限りは、毎年こういう額が出て、上がってくるんだと思うんですけれども、あるいは令和5年度だけだったかも分からないんですけれども、何かいい手というのはないんですかね。何しろ軽自動車が多いまちだから、余計ここで取りはぐ

れると言ったらあれですけども、取るというのではなくて、税金って本当に払わなければいけないものですから、それを780人もの方が払わないでいるというこの状況を、何か税の公平性とか、その観点から見ると、ここはちょっと私、衝撃だったんですけども、何かいい手がございますか。それは令和5年度でそういうところを話し合われませんでしたかね。

あと、旧神西住宅のほうは分かりました。

赤道、青道、すみません、初めて聞いたもので、8件ということだったんですが、令和5年度の中で、申請があつて売り払うのか、積極的に売り払うのかという、そののところがちょっと聞きたいです。道路として認められていない道路ということなんですか。ちょっとよく分からないんですけども、赤道、青道というのが、お願いします。

何でこうやって細かく聞くかといいますと、実質収支にしてもそうなんですが、やっぱり課長のほうからもありましたけれども、やらなければいけないことをやらなくて、これだけお金を余らしているのではないかとか、あと利益を上げているのではないかとか、税金にしてみたらやりたいことがあるから、この税金を原資にして市税のほうをやっているという部分が、その原資となるものがきちんと集まってこないと、きちんと頂けないとやりたいこともできないというのがありますので、ちょっと歳入のところは非常にこだわりたいんです、私。なので細かく聞いていきたいんですけども、お願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 議案の審査の途中ですが、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 0分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 軽自動車税の収入未済額ということでのご質疑だと思います。軽自動車税につきましては、車検の際に納税証明等が必要になることもありますので、その際には、どうしても納税が必要になってくるんで、2年か3年の間には、必ず車両を所有している方については納税が期待できる場所ではあると思います。

ですが、軽自動車税の登録台数が年々増加しておりますので、滞納を増やさないように取り

組んでいく必要があるというふうにも考えております。先ほど申しましたけれども、軽自動車税は、車検の際にどうしても納税証明が必要になりますので、自主納付、滞納者本人の自主納付が期待できるところではあるんですが、税務課として今困っている点というのは、既に乗っていない、現状廃車だと思われるんですが、廃車の手続をしていないという車両とかもございます。これがちょっと滞納になってしまっているケース、実態は廃車なんですけれども手続が済んでいないという、この車両を把握することが現状かなり厳しいものがございまして、納税相談に来られた際に、この車を持っていますかとか、そういったのが確認ができて、既に乗っていませんとか、あるいはどこかに売ってしまったりですとか、そういった状況が分かれば、そういった手続をしていただくように指導はしております。

そういったものもありまして、年々軽自動車税の収入未済額、滞納者数とも、年々ではありますけれども、減少してきております。滞納を増やさないためには、まず現年度分を納めていただくという意識を滞納者の方に持っていただくように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、法定外公共物の払下げについてのご質疑でした。

ちょっとその前に、法定外公共物について少しご説明をさせていただきます。道路法や河川法などの適用を受けない道路、河川等を言うんですけれども、道路法で言えば市道や県道、国道という認定をされます。河川ですと、一級河川、二級河川、法律の適用があると、それ以外のものを言います。

私、さっき赤道、青道と言ったんですけれども、これはいわゆる法務局の公図において、赤く塗られたり青く塗られたりしているので、俗にそういったような表現をしているというようなことであります。

それで、かつては国が所有をして管理をしておりました。これが地方分権の推進により、現在市が所有して管理をしております。それで、この法定外公共物につきましては、市のほうから積極的に売るということはありません。これは、そこに隣接する土地をお持ちの方が、その部分を欲しいというようなお話があった際に、現在、そこが公共の用に供しているようなものでなければ払下げをするケースがあります。

現状は、道でなかったり、水路でなかったりというような部分もありますので、一体として欲しいというようなお話はあります。ただし、それは道路としての部分、使っているような

部分もありますから、あくまでも一般の方々のそういう公共の用に供するものではないという判断であれば、売却するということになります。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。とても勉強になります。

軽自動車税なんですけれども、2年たったら納税って、私も軽自動車乗っていますから、それは分かるんです。だから、何でこんなに収入未済が多いのかなというのが、やっぱり気になったんですよ。

ですから、2年で納付するというのがあるのに、これだけの収入未済があるってことは、何かほかの、何かの手を打たないと、この収入未済ってなくなるのではないかなと思うんですよ。ほかの手というか、税金が、税金というか、自動車税の2年に1回が手段ではないですけれども、何か考えないと、収入未済額が1,740万円ですよ。780人の方でしょう。

ちょっと、不納欠損が321万5,903円あるんですよ。不納欠損に回されるというのは、先ほどの理由ですかね。となると、そんなに321万円も不納欠損になるほど、そういう理由を持っている方がいらっしゃるのかという、亡くなっているだとか、車を廃車にしちゃったけれどもみたいとか、こんな額であるんですか。

もう少し何かきちんと分析して、恐らくなんですけれども、軽自動車、軽トラックに関しては、お仕事で使われているような、農家さんなんかはそういうケースが多いのではないかなと思うんですね。そうしたときに、軽自動車があることで収入を得られて、また、収入の部分から納税してくださっているということもあるので、軽自動車税に関しては、やっぱりきちんと払っていただかなければいけないのではないかなと思うんですよ。軽自動車税だけではなくて、固定資産税にしても何にしても、払っていただかなければいけないと思うんですけれども、収入未済の金額と不納欠損、この金額、どういうふうにお考えですか。

年々減ってはいるみたいなことをおっしゃいましたけれども、年々減ってこれなのかというのと、年々減るのは、人口が減るとするか、人口の自然減のほう、お年寄りがお亡くなりになるとか、そういうので軽自動車を持っていらっしゃる方が減っているというのもあるのではないかなと思うんですけれども、ちょっと見解をお伺いしたいです。この軽自動車税、1,740万円、不納欠損321万円。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 回答は、先ほどの回答と繰り返になりますけれども、現状、使っているものの軽自動車というものが把握できているものであれば、滞納者に対して納税を促したり、当然、車検のときに納税していただいたりというところで納めていただいております。

不能欠損だったり、収入未済がこれだけあるという、金額のものについてですけれども、先ほど申し上げましたとおり、廃車の手続がされずに、実際にはないのかもしれないんですが、手続がされずに、まだ登録上どうしても残ってしまっているというもの、これが分かれば、もうありませんよということが分かれば、その所有者の方に廃車の手続をしてくださいということで、車両を減らしていく。滞納だったんですけれども、そういうものが減らせる、収入未済も減りますし、過去に遡って、もう既に廃車していますよというのが分かれば、そういったものを不納欠損で落としていくということになります。

徐々に減っているというところで、車の実態が分かれば、市としても対処の仕方があるんですけれども、軽自動車を持ったまま市外へ転出してしまっている方ですとか、先ほど申し上げましたとおり、廃車の手続というのが確認できないと、市としても、この車を不納欠損で落としたりとかという処理もできない。そういったところの積み上げが、今こういった金額になっているということでございます。

徐々に減っているということと言えますと、令和元年度収入未済額というのが2,150万円ほどありました。これが徐々に減ってきて、令和5年度末では1,740万円というような数字になっております。車を追いかけて調べられればいいんですけれども、なかなか軽自動車税だけを滞納しているという方というよりは、他の税目とかも滞納になってしまっている方もいらっしゃいますんで、という方が大半ですので、そういった他の税目とのバランスもありまして、税務課のほうとしてはちょっと対応している状況でございます。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） そういう理由で、この額とこの人数かって私は本当に不思議に思ってしまうんです。ちょっともう少し追跡していただきたいとか、分析していただきたいですね。

軽自動車税に関しては、そうやって車を持ったままどこかに移転されたとか、そういう例もあるみたいなことでしたけれども、そうすると不納欠損に回ってしまうってことなんです。不納欠損というのが、先ほどのご説明で、5年、3年、即時というのがあって、即時の場合、例えば相談に見えて、これはもう頂けないというふうに分かったときに、そこまでに課税されていたものは頂かないことにして、頂かなかった分を不納欠損のほうに回すとして、その

後というのは、ずっと課税というのはされないんですか。どういうふうなことになるんですか。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 不納欠損の考え方、納税相談に来られた方で、即時でその場で、大体即時でというケースというのは、あまり少ないのかなと、執行停止をかけて3年間様子を見るですとか、そういったケースが多いのかなと思います。

今後、この後課税されないのかという話ですけれども、収入があって所得があって、その要件を満たしていれば、当然それは課税されますんで、その時点から絶対課税されないとか、そういうことではありません。なので、相談に来られて、ちょっと生活の資力が、ちょっと納税の資力が今厳しいよということであれば、即時ではなくて執行停止をかけて、以後の徴収に関して様子を見るというんですかね、そういう形になっているのがほとんどになります。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

続いて歳出の審査に入ります。

2款総務費について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私からは2款の総務費の説明に入る前に人件費、人件費のほうは1款から10款にまたがりますので、人件費の決算全体について説明させていただきます。

タブレットのほうですが、こちら、歳入で税務課のほうで説明したところと同じところにあるかと思います。そこに、議案第1号ということで、令和5年度一般会計人件費決算についてのほうをご覧いただきたいと思います。右上に議案第1号総務課と表示してある資料になります。

この資料は、一般会計決算書の各款に計上しております2節給料、3節職員手当等、4節共済費のそれぞれを集計したもので、令和5年度と令和4年度を比較しております。

それでは、初めに2節給料ですが、令和5年度は23億6,471万3,840円、令和4年度と比較して4,137万3,327円の増となりました。

次に、3節職員手当等は、令和5年度が13億1,473万3,695円、令和4年度と比較して3,829万2,226円の増となりました。職員手当等のうち、特に増減の大きなものについて説明いたしますと、まず、(カ)の期末手当が約1,641万円の増、(キ)の勤勉手当が約1,481万円の増となっておりますが、これは人事院勧告等に基づく給料表の改定や、期末手当及び勤勉手当の支給月数の合計が4.4月分から4.5月分となったことによるものです。

次に、(サ)の特殊勤務手当ですが、約163万円の減で、主な要因は新型コロナに関する救急搬送が減ったことによるものでございます。

続いて、表の下から3行目の4節共済費です。令和5年度は7億2,790万5,840円、令和4年度と比較して415万5,554円の減となりました。合計といたしましては、令和5年度が44億735万3,375円、令和4年度と比較して7,550万9,999円の増となりました。この主な要因ですが、給料の増及び期末・勤勉手当の増などによるものでございます。

なお、次のページの資料につきましては、特別会計と企業会計を含めた全ての人件費の決算を参考に添付してございます。

以上で議案第1号の総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長(片桐文夫) 企画政策課長。

○企画政策課長(柴 栄男) それでは、企画政策課からは、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料により説明をさせていただきます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

それでは、14ページの下段、ナンバー2になります。ふるさと応援寄附推進事業です。決算書では80ページになります。

決算額は1億322万5,000円、財源は全額一般財源となっております。

事業内容の主なものですが、ふるさと応援寄附推進事業委託料9,592万8,015円は、専用ホームページの作成から寄附の受付と収納、返礼品の発送などの業務を一括で委託しているものです。

寄附件数ですが、1万2,997件、寄附金額は2億1,027万809円で、全額をふるさと応援基金に積み立てております。

事業効果としましては、返礼品のハマグリがテレビ番組に取り上げられたことで注目され、寄附金額が前年の約2倍となりました。また、寄附者の中にはリピーターが一定数いると思われることから、返礼品を通じた市の魅力発信の効果が出ていると感じています。

続きまして15ページをお願いいたします。

上段になります。ナンバー3、生涯活躍のまち形成事業になります。決算書では80ページから82ページになります。

決算額ですが、1億3,197万8,000円、財源の国庫支出金810万円は、デジタル田園都市国家構想交付金で、その他451万円はふるさと応援基金からの繰入金となっております。

主な事業内容ですが、おひさまテラスの指定管理料が8,851万1,500円で、これはスタッフの person 費、水道光熱費など施設の管理運営に要した経費になります。建物借上料がおひさまテラスのフロア賃借料で3,865万2,240円となりました。

事業効果ですが、おひさまテラス開設2年目の来場者数は約18万2,000人で、市内外から多くの方々にお越しいただきました。また、移住・定住などのほかの施策と連携しながら、積極的な情報発信を行うことで、市のPRを図ることができました。

次に下段、ナンバー4、シティプロモーション推進事業になります。

決算書は82ページになります。

決算額ですが、1,660万9,000円、財源の国庫支出金650万円は、デジタル田園都市国家構想交付金で、その他711万円は地域振興基金からの繰入金となります。

主な事業内容になりますが、ロケツーリズム推進業務委託料1,300万円で、ロケツーリズムを実施するに当たっての業務支援を委託したものです。

事業効果としまして、官民一体となってロケ誘致・支援を行うことで、96件のロケの間合せがあり、うち37件の撮影が行われました。このことにより、テレビなどで取り上げられた場所や商品の注目が上がるなど、本市の魅力を広くPRでき、市の知名度の向上が図られたことで、地域の活性化やシビックプライドの醸成にもつながったと思っております。

続いて、16ページをお願いいたします。

上段、ナンバー5、電子自治体推進事業になります。決算書は86ページです。

決算額ですが、2,749万9,000円で全額一般財源となります。この事業ですが、電子自治体を推進するための管理的経費であります。

主な事業内容ですが、自治体DX化経費845万3,012円でありまして、令和5年度は新たにタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入しましたので、それに係る電算業務委託料、事務機器賃借料などです。また、地域情報化推進経費1,556万1,096円は、新たに議会インターネット回線を使用するための通信運搬費のほか、インターネット系システムの賃借料やクラウドサービス使用料に係る事務機器賃借料などです。

なお、事業効果につきましては、市議会及び庁内会議のペーパーレス化などにより、自治体

DX推進の加速につながったと思っております。

次に下段のナンバー6、移住・定住促進事業になります。決算書は90ページです。

決算額は5,228万9,000円で、財源の県支出金90万円は、UIJターンによる起業・就業等創出事業移住支援金で、その他4,609万円は、地域振興基金とふるさと応援基金からの繰入金となっております。

事業内容の主なものとしまして、委託料559万円は移住サポートセンターの運営に79万円、それと地域おこし協力隊の支援業務の委託に480万円かかっております。また、負担金補助及び交付金4,650万円は、定住促進奨励金と若者世帯住宅取得奨励金になります。

事業効果ですが、移住者だけではなく、市内に住む若者世帯を対象とした奨励金を交付することで、定住人口の確保を図ることができました。また、移住・定住に特化した地域おこし協力隊を採用し、専門窓口を設けることで、移住希望者の支援や移住者の確保に貢献しました。

以上で議案第1号企画政策課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 議案第1号、令和5年度旭市一般会計決算の認定について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料、同じ資料ですけれども、14ページ、戻っていただきまして14ページの上段をご覧ください。決算書では78ページの2款1項7目企画費、備考欄3になります。

市民生活課で所管しております事業のうち、男女共同参画推進事業について申し上げます。

本事業は、旭市の男女共同参画社会の形成に向けて施策を推進するものです。決算額は71万8,000円、財源は一般財源です。

主な事業内容は、第3次旭市男女共同参画計画の策定に係る委員報酬及び計画と概要版の作成料です。

事業効果につきましては、第3次計画を策定したことにより、男女共同参画及び多様性に関する意識の向上に資することができました。

以上で議案第1号、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

それでは、2款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 3点ほど質疑させていただきます。お願いします。

80 ページの生涯活躍のまち形成事業で、18万2,000人ぐらい来場者があったということなんですけれども、中には、あまり稼働率がよくないような施設もあるような気がするんですけれども、各ブースごとの利用人数とあって、もし把握されていたらお願いします。クラフトルームとか、あとコワーキングエリアとか、そういったもし数字があれば教えてください。

続きまして90ページの移住・定住促進事業、こちらの約5,200万円なんですけれども、この事業を使って定住に至った人の人数など、分かりましたら教えてください。

続きまして94ページの市バス運営事業なんですけれども、こちらは、稼働日数など、もし分かりましたらお願いします。

以上、3点お願いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず1点目の決算書80ページになります。

生涯活躍のまちの関係で、施設のブースごとの利用人数ということでした。申し訳ないんですが、ブースごとの人数というのはちょっと出しておりませんで、稼働率、使える全時間に対してどのくらいの時間を使ったかというのは出ておりますので、そちらで回答をさせていただきます。すみません、それも出ている部分と出ていないところがありますので、取りあえず出ているところで回答させていただきます。

まずキッチンスタジオが稼働率6.3%、パーティールームが12.1%、ダンススタジオが33.6%、ミュージックスタジオ、三つに分かれているんですが、ミュージックスタジオのAと呼ばれているところが12.2%、ミュージックスタジオBが15%、ミュージックスタジオのCが11.4%となっております。

あと、ミーティングルームの1が12.1%、ミーティングルームの2が6.4%となっております。申し訳ございません、クラフトルーム等につきましては、稼働率のほう出ておりませんので、回答はできません。

次に、移住・定住の人数なんですけれども、移住につきましては、取りあえず令和5年度の人数でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） では令和5年度、移住で奨励金を受け取った方の件数と人数ですね。令和5年度ですが、すみません。ちょっと数を確認して、後ですみません、回答させて

いただきます。すみませんでした。

○委員長（片桐文夫） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市バスの利用状況についてお答えします。市バス2台ありますので、まず1号車、こちらが稼働日数175日です。2号車、稼働日数168日です。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 失礼しました。令和5年度ですが、件数が48件で、実転入者数が112人となっております。

以上です。

（「もう1回」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 令和5年度の移住された方の人数ですけれども、件数としましては48件で、転入者数が112人となっております。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） ありがとうございます。

市バスについて再質疑させていただきます。こちらは主な利用者というか、どういう方が使われているのが多いか。あと、利用方法の決まりとかありましたら、教えていただきたいです。例えば何時までとか、何キロメートルまでとか、よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市バスを利用している団体は、令和5年度ですと、一番多いのが学校です。それから、教育委員会関係、それから市役所関係、あと数件ですけれどもスポ少とか体育協会というふうになっています。

利用の規則の関係なんですけれども、目的もあれですか、目的も申し上げたほうがよろしいですか。

（「使える条件的なものを」の声あり）

○市民生活課長（齋藤邦博） まず市内の公共施設または公共的施設における会議または研修会に参加するとき、行政視察または行政に関する調査を行うとき、市が主催する式典その他の行事に際して市民を送迎するとき、市の関係団体が実施する事業に参加する場合であって市長が定めたときなどとなっております。

それから、利用時間としましては、原則として、午前8時30分から午後5時までです。そ

れから、1日に350キロメートル以内、宿泊は認めない、こんなところですけども、よろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑ありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） それでは3点ほど質疑させていただきます。

決算書の88ページ、総務費の交通安全対策費の12の委託料、児童交通安全街頭指導委託料について、人数、回数、また指導員の場所、学区と委託先についてお伺いします。

同じく17の備品購入費の被服購入費というものが何人分で、何を購入されたのか教えてください。

続きまして、決算書の90ページ、総務費、地域振興費、移住・定住促進事業の委託料、移住サポートセンター運営委託料の地域おこし協力隊支援業務委託料の活動費として、実際地域おこし協力隊の方、都内へ行ったりいろいろな活動をされていると思うんですけども、活動費として充足しているのかどうか、お伺いします。また、不足している場合等は補正等で対応したりしているのですか。併せてお伺いします。

もう1件、90ページ総務費、地域振興費の6、コミュニティバス等運行事業に関わる内容で、将来的には、市の方針としたらコミュニティバスを廃止してデマンド交通のみ単体にするような、そういう考え等があれば教えてください。よろしくお願ひします。

○委員長（片桐文夫） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、88ページの12委託料、児童交通安全街頭指導委託料についてお答えします。こちらシルバー人材センターのほうに委託しておりまして、1か所2名ということで、配置場所が中央小学校、矢指小、富浦小、豊畑小、干潟小、共和小、琴田小、嚶鳴小の8か所です。月水金の週3日、午前7時から午前8時まで、1時間配置しております。

それから、17の被服購入費ですけども、こちらは交通安全指導員のほうの被服でして、昨年度購入したものと、ちょっと細かいですけども、上着が7着、ズボンが2着、スカート2着、スラックス5着、それから帽子が4個、それから防寒着4着となっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、決算書90ページの移住・定住促進事業のうちの委託

料、これは地域おこし協力隊の委託料のほうで一つでよろしいですかね。こちらの委託料で活動費が足りているのかというお話でした。まず、委託料 480 万円といたしますのは、これは今国が認めています経費の上限となっております。

内訳は、報償費が 280 万円、活動費が 200 万円となっております。この活動費 200 万円で足りているのかというお話でしたが、隊員からは、特に活動費のほうで不足だというお話は今のところ聞いておりません。上限の中でうまく活動していただいていると思っております。引き続き、移住サポートセンターもありますし、市と地域おこし協力隊、その辺は情報共有しながら、また取り組んでいきたいと思っております。

続きまして同じページ、90 ページのコミュニティバス等運行事業で、コミュニティバスを廃止してデマンドに切り替える予定というようなお話でした。現時点では、まずコミュニティバスを廃止して、デマンド交通に切り替えるという予定はございません。デマンド交通につきましては、今運行されていますコミュニティバス、そのバス停までの距離が遠い方など、コミュニティバスがカバーし切れない地域のお客さんの移動を確保するために運行を始めたものでありますので、しばらくはコミュニティバス、デマンド交通、その利用の状況を見ていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。それでは、ちょっと再質疑させていただきます。

1 番目の交通安全対策費なんですけれども、この 8 か所、市内の小学校全てをカバーしているわけではないんですけれども、これは小学校から要請があったから配置したという、そういう判断でしょうか。

次に、地域振興費のほうなんですけれども、隊員が 10 月 1 日からもう 1 名増員されると思うんですけれども、そうすると活動費は倍額または増額、そこら辺について教えてください。

コミュニティバス等運行事業なんですけれども、デマンド交通が大分定着して利用者も増えてきたと思うんですけれども、やはり高齢者の方、使ってみてよかったよという人も多いんですけれども、まずどうやって申請するかから始まっているんで、そこら辺もうちょっと丁寧な対応というか、周知されると、より利用度が増すのかなと思います。デマンド交通に関しては、回答は結構です。

2 点よろしくをお願いします。

○委員長（片桐文夫） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 申し訳ありません。ちょっと今の理由のほう、資料を持っていませんので、後でお答えさせていただきます。

○委員長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 地域おこし協力隊、すみません、ちょっと令和5年度とは話が違って、令和6年度の話になってしまいますけれども、令和6年度 10月から1名増えます。これについては、10月から翌3月までが令和6年度分の人件費になるんですけれども、これは半年分、国が定めた金額の半年分を今予算計上してあります。なので、1人いるから活動費が減るとかではなくて、1人増えればそれなりに報償と活動費が増えるという形になっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑ありますか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。5点の事業について質疑をさせていただきます。

1点目が決算書の78ページ、主要事業にもあります男女共同参画推進事業、これについては、令和5年の予算審査では主要事業に入っていなかったんですが、今回、決算のほうで主要事業に入れた理由がなぜなのかということについてお尋ねしたいと思います。主要事業に入れる定義などを教えていただけたらと思います。

ちょっとそれに合わせて、今回主要事業の資料の右上にSDGsのマークを入れていただいていると思うんですけれども、大した資料ではないんですが、その目標がそれぞれの事業を当てはめていただいて、実際、その目標ごとに幾らの事業費があるのかというのをちょっと資料のほうで作らせていただいて、委員の皆さんにはちょっとLINE WORKSでお送りして、執行部の皆さんにも少しお渡ししたんですけれども、だから何という感じなんです、一応、男女共同参画については、今回その主要事業に1個入れていただいたので、下のほうに71万8,000円ってあるんですけれども、1位が目標の「すべての人に健康と福祉を」という目標に対する事業が一番金額が大きかったというところで、このあたりのSDGsの目標のバランスとかって、全体的に考えていたりとかはするのかなというのを、ちょっと質疑のほうについてで入れさせていただきたいと思っております。旭市海沿いなのに、「海の豊かさを守ろう」は一切主要事業にはないよねとか、そういうところをちょっと見ていただけたらいいのかなと思ったので、ちょっとどういう感じでマークして、その後の検証とかされる

のかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

ちょっと脱線してしまったんですけども、それと、あと決算書の 80 ページの道の駅改修工事、これちょっと予算のとき聞いたか分からないんですけども、具体的にどのような改修工事だったのかをお伺いします。

同じく 80 ページの生涯活躍のまち形成事業で、こちらのおひさまテラスの指定管理料、業務委託料なんですけれども、こちらは令和 4 年度決算額よりも大幅に減になっているのは、令和 4 年がオープンだったのが要因かなとは思うんですけども、どうやら昨年度ぐらいから、実際私も子どもを連れておひさまテラスへよく行くんですけども、細かい話になってしまうんですが、このクラフトルームの前の何か色鉛筆とか、結構細かな備品類がすごく少なくて、遊べないってことが結構あったんですけども、そのあたり指定管理料とかが十分だったのかなとか、あと、市のほうにもっとこういう備品を買いたいですとか、そういう何か要望とかは、管理者のほうから意見はなかったのかなというところをお尋ねしたいと思います。

続いて、82 ページのシティプロモーション推進事業のほうなんですけども、具体的にどのような実績とか効果があったか。

以前から質疑とかで質問させていただいているんですけども、実際のロケの件数とかは実績として残るけれども、実際どれぐらい PR できたか、測る基準がないよねというのは、以前から思っているところで、例えば、旭市が紹介された番組が放映された後に、「あったか！旭」の移住・定住のサイトのアクセス数が伸びたとか、そういうモニタリングとかって行っているのかをお伺いしたいと思います。

続いてですが、決算書 90 ページ、出会いの場創出事業、恋活コンシェルジュの事業だと思うんですけども、こちらの改めて参加対象者の要件、あと男女別の登録人数で、女性の場合、市外の方も参加できると思うんですけども、市内と市外の方の参加人数割合を、まずちょっとお伺いしたいです。ひとまず以上です。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、男女共同参画推進事業が今回は主要事業に入っている理由ということでございますけれども、こちらのほうは、第 3 次計画を昨年度策定したということと、それから市民生活課の中では、額は 71 万 8,000 円と少ないんですけども、政策としては非常に重要なものであるというふうな考え方から、主要事業とさせていただきますし

た。

それから、出会いの場創出事業のほうの参加者ですけれども、まず登録者、会員としての登録者が 278 名で、男性 243 名、女性 35 名です。令和 5 年度のイベントの参加者は、8 回合計で 124 名、うち男性 60 名、女性 64 名です。会員に登録できる資格ということですかね。条件ということですか。ちょっと今資料を出しますので、後で回答させていただきます。

それから、先ほどの常世田委員のほうはここで回答してよろしいですか。常世田委員のほうの未回答部分は、ここで回答してよろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） お願いします。

○市民生活課長（齋藤邦博） 先ほど、常世田委員からありました、シルバー人材センターに委託している交通安全指導ですけれども、これは学校からの要望ではなくて、旧市で行っていたものを引き継いでいるとのことでした。

○委員長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順にお答えします。

まずシティブロモーション、具体的な効果ということですが、すみません、今ちょっと資料が手元がないので、後で回答になりますけれども、例を一つ挙げれば、ハマグリがテレビに取り上げられるというのがありました。

寄附金ですが、昨年と比べて全体で倍になって、1 億円増えております。返礼品はどんなのが増えているのというと、やっぱりハマグリを返礼品に選んだ寄附がやっぱり 9,000 万円ぐらい増えているので、これは単純にハマグリが増えた分なんだなというのが見てとれております。ちょっとそのほかのやつは、後でまた回答させてください。

次に、80 ページの道の駅の工事になりますけれども、これは、道の駅、施設の入り口に風除室、風除けの、前は自動ドアだけだったんですけれども、今その前に風除室というのがあるんですけれども、それを 2 か所の入り口につけたという工事になっております。

続いて 80 ページの生涯活躍のまちで、委託料が、指定管理料が下がった、それに伴って備品等が下がっているのではないかというお話だったんですが、指定管理料につきましては、基本、向こうが今年はいったことをやるんで、このくらいかかります、もともとの計画もあるんですけれども、もともとの計画があって、それを踏まえた中で、今年はいったことをやっていく、それをやっていくので、これらやることに当たり、この金額がかかりますということですので、少なくしたから備品がなくなってしまったということは、こちらはそういう理解ではないと思っております。

企画政策課からは以上になります。

○委員長（片桐文夫） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課の未回答部分についてお答えします。

出会いコンシェルジュの会員資格ですけれども、会員登録できるのは、1、結婚を前提とした交際を希望していること。2、20歳以上で独身であること。3、旭市に在住・在勤または在住予定者であること。ただし、女性は旭市以外でも可。4、旭市出会いコンシェルジュに会員登録したことがないこととなっております。

それからイベントへの参加者の市内と市外の別なんですけれども、こちらのほう、統計のほうを取っておりませんので、データがありませんので回答できません。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。再質疑をさせていただきます。

男女共同参画推進事業のほうで、一応第3次計画策定をして、政策としては重要と判断して、主要事業としたということで分かりました。この説明資料の中に、男女共同参画及び多様性に関する意識の向上に、この策定によって意識の向上に資することができたというふうな言葉が書かれているんですけれども、正直、策定しただけでは意識の向上に資することってできるんだろうかとちょっと思ったもので、具体的に、どういうことで資することができたのかなということと、そのほか、ただ策定するだけではなくて、そういった意識の向上に資するための研修等、市民の意識や事業者の意識を変えていくための研修等を行ったりとかは、決算を見る限りではちょっとないのかなと思うんですけれども、そういうことを行っていないのかということをお尋ねします。

あと、道の駅の改修工事の件は分かりましたけれども、風除室を付けると、それによってどんな効果があるのかというのをちょっと教えてください。

生涯活躍のまちのほうの指定管理料は分かりました。それはちょっと運営のほうに要望を私のほうからもさせていただきたいと思います。

シティプロモーションのほうも分かりました。最後、出会いの場創出事業のほうなんですけれども、ちょっと市内市外の統計はないってことで、先月ちょうど報道で東京に在住在勤の女性が、結婚を機に地方に移住すれば60万円を支給するといった政府の新制度案が一旦は出て、そのあとすぐ批判を受けて撤回となったニュースがあったと思うんですけれども、対象を女性に限定したことが、制度を考える側の性別的役割分担だとか、アンコンシャス・バイ

アスが表れたものだったのではないかなと思うんですね。

こういった報道を受けて、現在出会いの場創出事業を、女性の場合は市外の方もオーケーという要件にしていると思うんですけども、例えば、市内の女性が、市外から男性を結婚を機に一緒に地元で住むということもあることを考えると、今のこの要件とか、運営の条件の在り方とかを考える機会ではないのかなと常々思っているんですけども、今後、こういった要件だとか、在り方について考える予定があるのかをちょっとお尋ねします。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 男女共同参画計画を策定しまして、こちらのほうの実効性のことなんですけれども、まず計画の中に指標を設けておりまして、それについて庁舎内各部署に、指標に対する目標を立てていただきまして、年度末にその成果状況を確認するというようなことを行っております。

それから、多様性の面を含めて研修、市民に対する周知とか研修とかが必要ではないかということなんですけれども、こちらのほうについては、市民向けの講演会なども今計画しております。

それから、出会いの場の関係なんですけれども、当然、出会いの場創出事業、成婚率があまり高くありませんので、運営の方法も含めまして、当然改良していく必要はあると思っております。女性だけ特別扱いするという自体が、出会いの場とはちょっとずれますけれども、男女共同参画の考え方に反するのではないかなということなんですけれども、その点、これは移住を促進して、旭市になるべく定住してもらう方を増やそうという考え方もあるわけなんですけれども、後継者を増やそうという考え方もあるわけなんですけれども、ただ、男女共同参画という考え方からしますと、男女共同参画推進の基本法のほうで、積極的な改善措置というのを求めている条文もありますので、必ずしも全てにおいて男性女性、同じルールでというよりは、政府も言っていますように、ポジティブ・アクションということで進めております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず道の駅の風除室の効果のほうからになります。以前は、道の駅の出入口は、自動ドアが開きます、当然お客さんが入るんですけども、お客さんと一緒に風等も舞って入ってしまっておりました。それを緩和するために、前にアクリルの壁を設けまして、お客様は脇から入って自動ドアを開ける……

(「アクリルですか」の声あり)

○企画政策課長(柴 栄男) すみません、透明なやつ。すみません、アクリルかちょっとあれなんですけれども、ちょっと材質はあれなんですけれども、透明なもので入り口を、壁みたいのを作りまして、お客さんは脇から入っていただく。自動ドアが開いても、直接風が入らないということで、ごみとかそういったのも入りづらくなったというようなことになっております。

それとすみません、先ほどのちょっと回答に戻りますが、シティプロモーションの中で、効果はの中で、先ほど私ふるさと応援寄附額1億円ぐらい増えましたというのと、あとそのほかに、直接的な経済効果、ロケ弁であったり、飲食であったり、賃借料があるんですが、それで大体350万円。そのほかに、これはちょっと試算になるんですけれども、例えば、テレビ番組で、この時間使ったら幾らぐらいかかるのか。民放のこの時間のテレビ番組をこの時間放送したら、どのぐらいの費用がかかるのかというのを試算をしたものがあります。

旭市がロケをやったやつ、いろいろなテレビであったり、映画とかありましたが、それをそういったやつで換算しますと、それで大体14億円ぐらいになります。

以上です。

○委員長(片桐文夫) 議案の審査の途中ではありますが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時10分

○委員長(片桐文夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員(崎山華英) すみません、一言とか1点だけ。今の出会いの場創出事業のほうで、ポジティブ・アクションという回答があったんですけれども、できればここでポジティブ・アクションを使う必要はないと思ひまして、例えば女性の管理職の割合の向上とか、そっちのほうにいつも性別問わず適材適所という回答をいただいているんですけれども、そこでぜひポジティブ・アクションということをやってほしいなと思っております、これ、どうしてもこの事業って、男女共同参画事業、これはこれからすごい主要な事業として出させていた

いた中で、どうしても矛盾が出てくる事業だと思うので、私としてはもうこれちょっと時代遅れなので、なくなっていてもいいのかなと思っております。

その代わりに、若い方がもっと交流がある機会を設けて、その中で出会いがあるという、自然にそうやって若い方の出会いを創出できるような事業が今後は市としてあればいいなというふうに思っております、それは質疑ではないんですけれども、ちょっとコメントさせていただきました。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 一つは説明資料の中に入っている、本会議では聞かなかったか。80ページの生涯活躍のまち形成事業ですね。これについては、何回かいろいろ本会議でも質問しているんですけれども、令和5年度の事業として1億3,197万8,053円ということで、大変大きな記載がされております。

おひさまテラスに何人ぐらい来たかというのを言ったら、カウンターで数えた数でもって、20万人とか18万人とかっておっしゃるんですけれどもね。実際にあそこで行われた事業では3,800人ぐらいということを書いていましたよね。

そういう中で、本当にこの事業がこれから進むのかなということで、ちょっと私は疑問に感じています。昨年、予算のときに、今日議事録を持ってきているんですけれども、この問題を聞いて、1月末現在21万人を超える、こういうことを書いていましたよね。そういうような感じでもって、カウンターで数えた人数が全てここにすごく関心を持った方々だという捉え方はまずいと思うんです。

そういうようなことを踏まえて、ちょっとこれからの問題を言いたいんですけれども、私は実は令和4年に開設してすぐに、イオンと旭市との提携の文書を情報開示しました。そのときだったら、まだこれびっくりする流れ、何百ページもありましてね。それでもって、何でこんなことがあるんだろうといったらば、その多くが購入した本なんかの、そういうリストだったり、要するに、改修するに当たってべらぼうにいっぱい市にいろんなもの、中のもの全部ほとんど出させているんですよ。ああ、これが企業がやる実態なのかなと思って見えました。

その後、市内の業者なんかでもって、いろんなことを一般の社会福祉法人つくったりして、旭市の中心商店街とおひさまテラスとがあるイオンタウンが連携すれば、旭市が発展するん

だというようなことの会議も1回傍聴させていただきました、脇でね。

そういうことをやる施設なんだなと思っていただければ、じゃ、本があるんですよ、本を。何百冊って600何十冊か買っているんですよ。飾ってあるでしょう、あそこに。あれは見るためのものと飾るための本があつてね、あれも取り変わっているんですけども、あれが全部市のお金をイオンタウンに出して、それで買ったものなんで、イオンタウンのものなのか、旭市のものなのか分かりませんが、図書館と同じことをあそこでやろうとしていたり、やっていることが大変市の行事としてあそこを借りて指定管理者にすれば、市の職員は使わなくていいわね。お金だけ出せばいい。指定管理料は約8,000万円から9,000万円、1年間でね。それでもって、借料は3,800万円って、もうこれ30年と決まっていますからね。そうすると、大体30年たったら旭市がどうなっているか分かりませんが、その間に約400億円近くのお金をあそこに投入するわけですよ。

こういうことが本当に長続きするかと思っているんですけども、それについてちょっと今のお考えをお聞かせいただきたいなと思っています。

それから、次、もう一つは、86ページの電子自治体推進事業、これは本会議でも質疑申し上げましたけれども、簡単に言うと、議員から議案書を取り上げて、全部これに、電子媒体に移してみたいなもので、私はこれでもって本当に審議ができるのかなというふうに今でもまだ思っていますけれども、大変苦勞するんですけどもね。これによって、どのぐらいの経費が削減されたんですか。

決算書やいろんなものをつくる、これからはもうほとんど紙のものはなくて、それでもって議論することになるんですけども、それはそれでもってそういう方法もこれからは出てくるでしょうけれども、過渡的な使い方もあるだろうし、それから、もっと進んだ、本当に手間がかからないような、議員にも、また職員にも負担がかからないような、そういうレベルのところまで行ってからやるべきではないかと。

例えば、もうこういうのを使うんだらば、発言者がこういう予定でもって発言するよといったら、そのページが事前に出てきて、それでここがこうなんですよと説明されるんだったらいいですよ。私たち文書のときは、同じものを持って、何ページ開いてください、ぱつと開いて、それでもって説明聞いたんですけども、そういう人間として普通にやっていることが、電子媒体使ったものでもってできるんなら私は歓迎するけれども、どうなのかなと疑問を持っているんですけども、まだ半年ですけども、やってみて、私は大変不便なものだなと思っていますけれども、この二つについて、今の市の考え方をお聞かせいただきたい

いと思います。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、5年度の決算というよりかは、生涯活躍のまちはこのままやっていけるかというようなことでよろしいでしょうか。というようなご質疑だったかと思うんですけども、生涯活躍のまちにつきましては、あくまでもあそこで多世代が交流する拠点をつくることで、多世代の交流であったり、人の定着、また仕事づくり等を実現することで、市全体の活性化を図ろうと思ってつくった施設でございます。

箱物だけというよりは、いろんな人に来てもらってどんどん使ってもらいましょうという施設でございますので、これについては引き続きこのまま継続してやっていくという考えであります。

電子自治体の経費ですが、すみません、それはちょっと予算書なり、決算書なりは担当のほうで回答していただけるとと思います。

○委員長（片桐文夫） 会計管理者。

○会計管理者（小澤 隆） 決算書のほうの経費なんですけれども、大体 32 万 760 円。1冊当たり 1,782 円でした。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 企画政策課長のご答弁からいきますけれども、私が言っているのは、要するに、あそこを、イオンを指定管理者にして、それでもってやれば、いろんなことができるだろうと。発想はそれはいいですよ。

しかし、市全体の発展のためになるかなんていうこと、とんでもないことを言っていられちゃうんですよ。ですから、一般法人の方々が年に何回か集まっているでしょう、阿部建なんかで。あれを1回聞いていたら、何だこれかと思ったんですよ。何か会議があったから偶然行ったらやっていたんで、黙って聞いていたんです。そうしたら、ここが発展すれば、町なかも発展しますと。どういうふう発展するんだったらば、要するに町なかにいろんなポジションがあるから、そういうところをあれすれば、駅の近くもここも両方発展するんだということを一生涯懸命やっている。

それはそれでもって、そういう意義でやってもらうのは結構だけれども、それは現実的に考えたって、そういう方向というのは出てこないんです。これからますます、町なか見てくだ

さいよ。お店はなくなる、人通りもない。あと、私は七夕まつりってあまり行ったことないけれども、七夕まつりも多くの人が出たのではないかと思いますけれどもね。

ただし、そういうような一時的なお祭りでやっても、結局町の中がどんどんしもた屋と言われる、いわゆる一般住宅に変わっているじゃないですか。あれはもう今の世の流れなんですよ。それを本当に、じゃ、どういうまちをつくっていくかということを考えるのが市の仕事です。

それを旭中央病院という有名なところがあるから、その隣にイオンタウンを持ってきて、両方が栄えればこっちも栄えるだろうなど、発展でもってやっていたら、とんでもないことになるということだけ申し上げたい。

私の試算では、400億円を捨てたと思えばいいだろうと私は思っています。そういうふうを考えています。400億円ね。30年。

それからもう一つは、このデジタルの問題ですけれども、もっと技術が進んでからやったほうがいいのか、今でもできるけれどもやらないのか、この操作の仕方だって、職員の方たちにどういようなことがやられているか分かりませんが、議員に対しては最初から何回か説明あったけれども、細かいことはいろいろ教わりながらでなければできない。もっと本当に使いこなすにはこうだよということを、教えていただいてやるんだったらいいですよ。そういう親切なところ、まるっきりなくてですよ、こういうふうによればと、大変私も苦勞しています。

こういうところが、やはり市民をどう思うかということにつながっているんですね。こういう新しいのやったから、これに従っていけばいいやというのが市の姿勢でしょうけれども、それでは市民は市を信頼しません。この二つのことだけね、この2款では申し上げておきたいと思ったんですけれども、ご意見があればどうぞ。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、まず生涯活躍のまちのほうであります。すみません、松木委員試算で400億円というお話でしたけれども、今、年間指定管理料等、賃借料、大体1億円ぐらいですので、30年であれば大体30億円かなと思います。400億円というのは、30年間ではちょっとかかり過ぎだと思いました。

支出、指定管理料と賃借料で1億円、年間1億円かかるとします。でも、それは出ていく分だとしまして、ここでかかってくる固定資産税とか入ってきます。人が住めば、地域経済も

潤ってきます。そういった部分もありますので、単に支出だけではなくて、入ってくる部分というのも本来考えなければいけないだろうなと思います。ただ、支出としては400億円ではなくて、30年で40億円ないくらいなのではないかと思います。

それと、すみません、先ほど松木委員おっしゃっていましたが、みらいあさひ、一般社団法人ですけれども、まちづくり、いろんな会、あそこの運営もやってもらっていますし、周囲のまちづくりにも手をつけてもらっていて、そこで、ここが発展すれば町なかが発展するというのではないと思います。

この発展を、町なかの発展につなげたいというような考えでやっていると思います。ここが発展するからあっちも発展するではなくて、こっちが発展したらあっちも発展させたいねということで、今おっしゃっていましたが町なかの元気がなくなっているのを理解して、その元気がない町なかに、こっちの元気をどうにかやって、元気を少しずつ動かしていきたいねというような取り組みをやってもらっています。

市がやるというお話でしたけれども、市もやりますけれども、官民一緒になってやるという取り組みが大切だと思っています。ですので、あそこの取り組みというのは、松木委員もご覧になっていただいたと思うんですけれども、私はいい取り組みだなというふうに感じております。すみません、これは個人的な感想になりますけれども、市だけではなくて、官民一緒になって元気なまちづくりをしていきたいと思いますという、民でもそういった考えでやっているというのは、非常に喜ばしいことではないかと思っています。

タブレットにつきましては、先般これ議案質疑でもお話ししましたが、まず議会のICT化ということで、議会のほうからICT化を進めましょうということで始まっております。議会だけICT化するのであれば、それは片手落ちになってしまうので、それだったら全体的にやる必要があるんじゃないのということで始まりました。

これやるに当たって、確かに入れたときは過渡期で、紙とデジタルと一緒にやるとか、きっと大変な作業になるんだろうなというのは、当初から考えられていたことだと思います。あとは、ちょっと慣れるのは大変なのかなと思いますけれども、今こうやって始まっていますので、ちょっとこれは慣れていくしかないのかなというふうに感じております。また何か問題があれば、それはそれで、その時点で見直しをかけていくということになろうかと思いません。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 事務局長。

○**議会事務局長（穴澤昭和）** 議会事務局といたしまして、タブレット化に対しまして大変ご苦勞をおかけしたことに對しては申し訳ございませんでした。私ども議会事務局としましては、今の流れということもありますんで、しっかりと画面の表示、あるいはその操作の方法については、これからもサポートさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**委員長（片桐文夫）** 松木委員。

○**委員（松木源太郎）** 2番目のほうの問題ですけれども、事務局ともよく話しているけれども、恐らく議事録は電子化しないと思うけれども、議会のね。予算書、決算書はもう電子化してしまっているわけですよ。その予算書、決算書を仮に事務局で見たいというときにどうなるのかと本会議のときに言ったけれどもね。そういう問題はどういうふうにかこれから解決しようとしていますか。そうでしょう。

ちゃんとそろっていないけれども、図書館に行けばそろっているけれども、過去何十年前の議事録でも今は見られるわけですよ。それを維持する、議事録は別に今は文書化するからいいけれども、予算書、決算書はもう発行されていないんだから、それを文書にして残しておくわけにはいかないわけでしょう。議案ももうこれからは残らないわけだね。

そうした場合に、それを何年か前の議案と、それから各臨時会やそれから定例会の文書を見るときは現物がないんですけれども、どう見たらいいんですか。そういうページをホームページにちゃんとつくってやるんですか。

そこまで見通しを持って始めたんですかというのが私の議案質疑の中身だったんです。それをちゃんと将来そうなるだろうから、そういうこともこういうことで検討しようということをやっているのかと言ったら、十分なお答弁もいただかなかったんで、この機会に私は聞いています。それについて、執行部としてのご回答をいただきたいと思ひます。

○**委員長（片桐文夫）** 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

事務局長。

○**議会事務局長（穴澤昭和）** 議案につきましては、今、予算、決算についてはホームページ上に掲載されております。見るとなれば議案の議決後になりますが、そういった形で掲載はされているところであります。掲載、今の状況だと、合併後から載っているかなと思ひます。

○**委員長（片桐文夫）** 松木委員。

○**委員（松木源太郎）** 個々に配られない議案については、どこに載るんですか。

○**委員長（片桐文夫）** 事務局長。

○**議会事務局長（穴澤昭和）** これについては、予算、決算の議案が議決後に載っているという

ことを考えれば、当然ながらその議案というものも載せることは可能かなと思っております。現実、載せている議会もありますので、こちらについてはうちのほうも少し勉強させていただきながら、検討していきたいと思っております。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 何でそこ、そんな中身のことを事務局長が答えるわけ。要するに、市で方針を出したんだから、企画政策課だとか、そういうところと一緒にになって、もう将来こういうふうにしましょうとなってなければ、こういうことを始められないはずでしょう、普通は。

○委員長（片桐文夫） 松木委員、いいですか。先ほど企画政策課長が言ったように、最初、議会のほうから出た話なんです。議会のほうから出て、市のほうも一緒に、じゃ、それであれば片手落ちではないですけども、一緒にやったらどうだということで始まったあれなんです。

松木委員。

○委員（松木源太郎） もっと先の先まで、方向を出して始めるべきだったもんじゃないのかなと俺は思うんだよ。だから、議会事務局長にはいろいろと私は苦勞をかけているんですよ。こうできないの、ああできないのと言って、直せるんじゃないのとやっているんだけど、だから、本当にそれをやるんだとしたら、皆さん方発言するときのあれはこういうふうにやれば発言しているページが出て、皆さん方に場合によつたらば、そのときだけここですよと印ができるとかね。そういう本当に親切なものであって、我々もこうやってやれば、私が言いたいことをこうやってやると、ここに皆さんと一緒に出てきて見て、それでもってこれはこうではないですかとやれるという、そこまでのことをちゃんと考えてね。

ただ、それは議会事務局からだって、そちらだってスタッフいっぱいいるわけでしょう、執行部だって。だから、議会がペーパーなくしたから我々もなくそうなんていう気はあなた方にあるのか分からないけれども、まだ自治体の仕事のほとんどはペーパー使っていますよ。ペーパー使っている議案だとか、それからそういう議事録だとか、議事録はいいとしてもね、そういうものをペーパーレスにしようということだったら、もっと深い議論が私は必要だったと思うんです。そうでなく始めたというのは、私はちょっと不安です。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 分かりました。松木委員、くどいようですけども、やっぱりこの不都合、使い方については議会事務局のほうに、不都合ありましたら直してもらって、新しくして

もらうとかで始めまして、執行部に対しては、この議案なり決算のこういったものに対して、こういったふうにしてもらえないかなというのを、これから双方で話し合っただけ進めていくのが一番いいのではないかなと思うんですけども。

ほかに質疑ありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません、ちょっと細かく教えてください。予備費なんですけれども、予備費のことを本会議場で……

○委員長（片桐文夫） 何ページですか。

○委員（戸村ひとみ） 具体的に言いますと 61、62 ページ。  
（「2 款ではない」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） 今どこ。ごめんなさい、すみません。何ページまででしたか、そうしたら。

（「110 ページ」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） 61、62 ページは違うの。61、62 ページは大丈夫でしょう。  
（「予備費充当」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） そう。予備費の充当のところなんですけれどもね。私、本会議場での質疑で、予備費のことを、決算額、決算現額のところは 3,000 何百万円になっていて、予備費は減らされたんだなと思っていたら、いや、実は予備費を使って、充当してしまったのがあるので、その決算額が 3,000 何百万円になっているということだったんで、どこに充当されているのかなというのを調べてみたんです。

そうしたら、総務費の中ではこちらで、61、62 ページに予備費充当 29 万 4,000 円とあるんです。これ、ここに予備費を使わなければいけなかった理由、29 万 4,000 円のこの金額の根拠と、あと、その下にまた流用というのもありまして、庁舎管理費から流用増というのが 55 万円あるんです。この流用の考え方ですね。55 万円ここに流用しなければいけなかった、その理由ですね。

それと、あと、63、64 ページです。車両購入費 938 万 8,477 円。これの内訳と、その同じページでは、これは公用車管理費の中の、公用車管理費が 1,758 万 255 円あるんですけども、その中に車両購入費が 938 万 8,477 円あります。公用車管理費でこの 1,758 万円でカバーしている公用車というものの、この台数を教えてください。

それと、その下のほうの委託料です。委託料が 3,975 万 8,400 円。これ、計上されているん

ですけれども、これ、庁舎の委託、庁舎管理というんですかね。その委託料だと思うんですけれども、思うんですけれどもというか、庁舎管理費に入っているんでそうなんですけれども、この委託というのは18項目ぐらいあるんですが、いわゆるビル管理というのの全体の管理の委託というふうになっているもののその内訳なのか、それぞれが別のところに委託されているのか。その中でも、コンサルティング業務委託料というのがあるんですけれども、これは何なのかを教えてください。

それと、もっと言ってしまったほうがいいですか。

○委員長（片桐文夫） 大丈夫ですよ。

○委員（戸村ひとみ） 忘れてしまうんですけれども、いいですか。65、66 ページです。工事請負費です。これが駐車場の整備ですね。これ、駐車場に関しては、どこかに債務負担か何かのあれで出ていたのかな、違うな。繰越明許で出ていたんだ。繰越明許でも、その下に2,300万円ですか、あるんですけれども、駐車場整備で4,608万円で、庁舎改修工事で909万円。この駐車場と庁舎の改修工事の場所、教えてください。

それから、ここにも共通物品管理費へ流用減、これはさっきのだから55万円の増ですか、こっちから流用したんだなというあれなんですけれども、この流用の考え方というんですかね、この根拠をお願いします。

それと、同じく65、66ページの公共施設等整備基金積立金、これは1,103万円を積み立てているんですけれども、これ、私本会議のほうでも質疑したんですけれども、この積立金の令和5年度のこの額。この額はというふうにして出ましたか。お願いします。

それと、69、70ページ。こんなにいっぱい言ってしまっていいんですか。

○委員長（片桐文夫） 大丈夫です。

○委員（戸村ひとみ） そうですか。69、70ページの職員研修費です。319万9,140円のうち、12の委託料なんですけれども、188万5,520円、これ、どういうところに委託していますか。委託先です。どういうことが研修内容になっているか。

同じく、その下の文書管理費ですね。先ほど来、タブレット化のことでいろいろ議論がありますが、この文書管理費の410万6,932円、これは令和5年度決算額なんであれなんですけれども、この額が前年度から減っているのか、増えているのか。将来的にはここが、この額が減っていくのかですね。

それから、ここにも流用があるんです。71、72ページの情報公開費のほうから3万円なんですけれどもね。この3万円というこの流用が、ここの数字の根拠をちょっとお伺いしたい

ですね。

73、74 ページです。災害復興基金積立金です。これ 4,343 円なんです。これ、災害復興というこの基金ですね。こちらに積み立てる金額としての、この金額の理由ですね。要するにもう、この基金自体は災害復興という、それが充当先のほうがない、なくなるということでの積立額なのか。そうしたら、何でまたこんな少ない金額、積み立てなくてもいいのではないかという気もするんですけども、その辺をお願いします。

それと、75、76 ページ。この辺にしておきます、私。分からなくなってしまう。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時 0分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません、いろいろ多岐にわたってメモし切れないほどのあれだったんですけども、まず、予備費について全般的にといいますか。

基本的には緊急の場合に活用するというところで、予算外の支出というところで、予算超過してしまったところに補填するとか、そういったところでやるための経費ということで、予備費は取っておきなさいよというのは、地方自治法の中でもそれは規定されています。

旭市につきましては、当初予算、この間おっしゃったように 5,000 万円、今、取っているというところになります。

今回は、決算書だと 1,400 万円ちょっと、その予備費を活用させてもらったというところなんですけれども、個々具体だとかなりな数になってしまうので、主に活用した実績としましては、災害や事故などがあつた場合の、公用車の事故だとかそういった見舞金、それと災害のときの見舞金や賠償費用等、予算で最初から組んでいるものではないやつですよ、事故とかなので。そういったものに活用されるのが主なものになります。

（「1,400 万円も」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　そうですね。結構見舞金で多いのが行旅死亡人あるいは行き倒れの方の、いろんな埋葬費だとか何だとかというのは結構、年間あったりとかしますし、そういうところでいくと、あとは、さっき何ページでしたっけ、29万4,000円は何ですか、それは要は弁護士にかかる弁護士費用というところで急に発生したもの、そういったところで予備費は活用しているというところになります。

そのそれぞれの積み上げがその金額に。多岐にわたっていますので、いろんな課にいろんなあれがありますから。

流用のほうも今すごいかなりなページで、ここはここはというところでおっしゃっていただいたんですけども、基本的には流用というのは、予算に款、項、目、節ってありますよね。款は、当然款ごとの流用は、これ駄目です。項につきましても、基本的には駄目です。ただ、予算書の最初のページに、項の場合は、人件費の場合は大丈夫ですよということで、人件費については、項をまたがっても流用したりとかということでやったりもしますけれども、それ以外の目以下については特に規定はないというか、そこは自由。自由と言ってしまえばいい過ぎなんですけれども、そんなに制限はなく、これだってやたらめったらやれという意味ではなくて、そこは急を要する場合には、うちのほうも、その都度各担当課からは財政のほうに相談に来ていただいて、これは本当に流用に値するものなのかというのは、その都度協議しながら進めているところになります。

そういったところで、決算剰余金の話もいろいろ一般質問の中でも出ていたりしますけれども、そういったところでも、もし剰余金が年度の途中で発生した場合も、流用とかというところで使って消化できるという部分もあるとはいうことでもあります。

例えば、1項のここからここに、1項で流用して収まる場合もあるし、逆に1項のところの剰余金で収まらないというか、例えばいろんな目の事業のところから引っ張ってきて足らず場合もあるし、そうするとかなりの範囲になってしまうので、それを一つ一つやっていくと、結構時間もたってしまうというところなので、一応流用としての考え方としては、そういった感じで運用しているというところで、総体的な話で申し訳ないけれども。

（「3万円が足りなかったんですか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　だから、それがちょっと私も原課ではないので分からないので、いろいろ、ここから3万円足して、ここから2万円足して、ここから3万円足して8万円の流用だったかもしれないし、それはちょっとケース・バイ・ケースになろうかと思います。

○委員長（片桐文夫）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、かなりたくさんありますので、もし抜けてしまった場合には都度、もう一度。ページを追ってやっていきます。

62 ページ、6 番の公用車管理費とあります。1,758 万 255 円ですね。これは市で公用車を 133 台保有しています。そのうち 40 台を共用車ということで、行政改革推進課のほうで管理をして共用して使って、出張したりとかそういったときに使っている車が 40 台あります。

さらに、その次のページに行ってもらって、そのうち 17 の備品購入費、その中に車両購入費とあって、これが 7 台、車両を購入しました。これはハイブリッドの軽乗用車 6 台と、小型貨物を 1 台で、これが 938 万 8,477 円となります。これが車両を購入した分です。

次に、12 節の委託料で、たくさん委託料があるんですけども、これはほとんど庁舎の関係で、これはみんな個別です。一括でどこかではなくて、みんな。だから例えば受付業務とか、あと掃除とか、みんなこれは業者が各それぞれです。庁舎に係る委託、ここに列举のとおりたくさんありますので、各個々の業者さんとの委託契約。

その中で、コンサルティング業務委託料とは何だという話でした。これについては、エネルギーサービスプロバイダー業務って、電気代ですね。電力が自由競争になってきた中で、東電だけではなくて、結構電気代がかかる公共施設については、まとめて少し経費が削減できるようなところから供給できるような形として、そういった安価な電力会社を見つけてくれるためのコンサルティング業務をさせていただいているような状況です。それがこのコンサルティング委託料です。

次に、66 ページに行きまして、14、工事請負費とあります。駐車場整備工事とあって、これは、市役所の付近の駐車場なんですけれども、一番遠い、公園の一番端っこ、大坊というお寺さんがあって、そのちょっとこっち側に。窓を開けてみれば。そこに 138 台置ける、この駐車場整備になります。

その下に庁舎改修工事とあります。これは海上庁舎の改修で、空調やら消火栓の更新工事、そういったものを行いました。

次に、8 番の庁舎管理費（繰越明許）とあります。こちらについては、今度はこの庁舎の道を挟んで北側に、やはり整備した駐車場があります。方向的には……

（「ブランコがあるところの向こう側」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） テニスコートの近くといたらいいですかね。

そこにも駐車場があるんですけども、そこを令和 4 年で整備しようとしていたんですが、県協議が多少遅延しまして、それで令和 5 年になりました。それがそういう関係です。

(「何台ですか」の声あり)

○行政改革推進課長(椎名 実) ここは50台。

次に、66ページの10に公共施設等整備基金積立金とあります。これが1,103万円ほどですか。これは利子です。例えば、国債、千葉県債(市場公募債)、地方公共団体金融機構債、共同発行市場公募地方債、あとは定期預金満期による利子、これの合計が1,103万円ほど。これは、積立金は利子です。

行革のほうは以上です。

○委員長(片桐文夫) 総務課長。

○総務課長(山崎剛成) それでは、私のほうからは、70ページになります。

まず、職員研修費です。職員研修委託料、こちらは188万5,520円、その委託先と研修内容ということでございました。

委託先は2者ありまして、まず1者目が株式会社パトスで、研修内容は新規採用職員コーチング研修、あとレジリエンス研修、あとハラスメント防止研修です。あと、もう1者の委託先が株式会社日本能率協会コンサルティングというところに、こちらは人事考課研修ということで、こちらの研修のほうを委託しております。

続きまして、同じページの文書管理費になります。文書管理費410万6,932円の、こちらは前年度比ということで、前年度が約592万2,000円で前年度より減少しておりまして、こちらの費用は将来減っていくのかというお話でございましたが、こちらは印刷製本費のほうが前年度から比べても減っていますし、来年度に向けても印刷製本費の部分が、印刷する、例規集なんですけど、こちらのほうの冊子の印刷をやらなくなりますので、こちらも減っていきますので、将来的には、そういう印刷製本費等が減っていくという傾向になります。

以上です。

○委員長(片桐文夫) 企画政策課長。

○企画政策課長(柴 栄男) 私からは、74ページ、災害復興基金積立金についてお答えします。4,343円ですが、これは預金利子になります。

以上です。

○委員長(片桐文夫) 戸村委員、大丈夫ですか、これで。

(「ここまででしたっけ」の声あり)

○委員長(片桐文夫) ここまでです。あと途中に、先ほど言った流用とかがあったんで、それは総括でさつき財政課長が言ってくれました。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） たくさんありがとうございます。

予備費につきましては、見舞金とか、そういう細々したものの積み上げみたいなことなんです。それを予備費のほうから充当するというので。

ということは、予備費の決算額というのは、予算は毎年5,000万円取って、決算額というのは変動はそんなにないですね。こういう細かいものの積み上げなので、変動がないかと思うんですけれども、そのところをお願いします。何かというと、私は本当にこの予備費の5,000万円というものの見直しをしたほうがいいのではないかなという、そういう下に聞いているものですから。

公用車です。公用車は133台あるうちの40台が共用で、全てあれですか、買取りしているもの。リースもあると思うんですけれども、その辺をお願いします。

電気代のコンサルティング業務、分かりました。駐車場も分かりました。積立金は両方とも利子ということで、公共施設等整備基金のほうの積立金、これごめんなさい、後ろのほうにきっと積立額のほうのあれが表であったと思うんですけれども、令和5年度の総額。総額というのかな、決算での額と、毎年どういうふうに積み立てたからこの令和5年度の決算額になったかというところですね。

それと、69、70ページの研修の委託先、分かりました。文書管理費も減っていくと。文書管理費の中の、私は、その流用のこの金額の3万円というのにちょっとこだわってしまったわけです。これは根拠としては、さっき課長が言われたのは、あれは何ですか。何かこっちから持ってきてこれに充てるみたいな、ちょっとよく分からないんですけれども、3万円という金額がどうなのかなというのが。

私が流用というのに何で今回こだわるかといいますと、6月議会で私は、住宅の耐震化にもっと予算を増額してやるべきではなかったのかということでお聞きしましたら、本当に市民のほうで、それが必要だという声が上がれば、流用でも何でもやりますからというご答弁があったものですから、流用ってそんなふうにするのかという、予算立ての時点でそういう流用という言葉が使われたことに非常に疑問を持ちまして、それで今回、決算のところ流用がどんなふうに使われているのかというのを見てみたかったわけです。

それとあと、災害復興基金の令和5年度の決算額と、次に行ってしまうんでしょうか、一回ここで終わったほうがいいですか。

○委員長（片桐文夫） さっきのは再質疑ですよ。だけどいいですよ、行ってしまっても。

○委員（戸村ひとみ） いや、もう分からなくなってしまうから。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 初めに、予備費の関係でしたよね。

変動はあるのかというところだったと思うんですけども、変動はあります。予備費なので想定は難しいですよ。基本的には、今年度はよしとして、令和4年度決算だと4,196万2,000円活用しています。令和3年度は4,879万9,000円、令和2年度は3,032万5,000円、令和元年度は少なくても1,743万円と、ちょっとそこまでしかデータを持っていないんですけども、年によって不測の事態というのは変わってきますので、平均して幾らというところはないです。

今の数字からいいますと、多くても4,800万円というのがあったというところなので、今の段階で予算5,000万円ずつ、この何年か。平成31年かちょっと忘れてしまったんですけども、このところ5,000万円ですと取っているところです。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） まず、公用車の話です。全て買取りか、リースもあるかというお話なんですけれども、先ほど言った40台の共用車は全て買取りになっています。全体のうちの9台がリース。リースは9台あります。例えば、市長車とか議長車はリースです。内訳はそんなところですよ。

あとは、公共施設の整備基金ですか。それはどのような状況で積み立ててきたかというようにお話でよかったですか。

（「そうです」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） 基金、それで今はどれぐらいか。

（「全体の額」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） 全体の額ですか。

（「後ろに載っているんでしょうけど」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） はい。後ろの507ページにありますけれども、27億5,786万5,000……

（「もう一回言ってください」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） 27億5,786万5,000円です。

○委員長（片桐文夫） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 私のほうからは、文書管理費のほうの流用の3万円という金額のお話ですが、こちらにつきましては、総務課のほうにおいての業務に関する参考図書の追録代でございます。こちら追録のほうは、法改正などで追録の回数がやはり増えるときがありますので、5年度においてはその回数が増えたということで予算を少し超えたと、3万円ほど追録代分ということで流用をさせていただいております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 災害復興基金の令和5年度末の額ですけれども、2億1,824万3,228円です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。予備費なんですけれども、令和5年度の千三百何十万円の根拠というか、その内訳を聞きましたら、細かいものの積み上げみたいな答弁だったので、毎年そんなことなのかなと思って、令和4年度とか、そのあたり……

（発言する人あり）

○委員（戸村ひとみ） 違う違う、前のを教えてくださったじゃないですか、四千何百万円と。

（「今度の決算」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） 今度の決算は1,300万円でしょう。

（「そう」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） 使ったってことでしょう。そう、だからそれで、その前、令和4年度のも3年度のも教えてくださったじゃないですか。

（発言する人あり）

○委員（戸村ひとみ） そうそう、そうしたら四千何百万円。それぞれ4,196万円とか4,879万円とか使っていらっしゃるという。いや、細かいものの積み上げだったらどうしてこんな金額になったのかなというのが、令和5年度ではないですよ、その前のほうを思うわけですよ。というのが、結構補正とかで、財政調整基金から繰り入れたりとか取り崩したりして、入れたりしているじゃないですか。だから大きい金額のものというのは、恐らくその財調のほうとかから入れるのではないかなというのがあって、細かいものの積み上げで四千何百万円にも、これは令和5年度ではないのであれなんですけれども、予備費というところで財政調整基金との関連というんですか、財調から繰り入れたりする、崩したりするところの関連とい

うので、どうなのかなというふうに思って、予備費のことを聞きました。

年度がちょっと後ろなので、この辺にしておきます。

次、公共施設等整備基金積立金の令和5年度決算で27億5,786万5,000円が積み上げてあると。こちらはあれなんですかね、海上庁舎の整備でしたっけ、さっき65ページ、66ページに出てきた。こういうところには基金のほうを充当するというか、そこに充てるみたいなことはないんですか。これはあくまでも、公共施設の長寿命化、ちょっとその海上庁舎のほうに使われているのか教えてください。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

戸村委員、最初に、この66ページの庁舎改修工事909万4,250円について、海上庁舎で使ったのか使わないのかという答弁でいいですか。

○委員（戸村ひとみ） 基金をね。

○委員長（片桐文夫） 基金を、これを。この公共基金の積立金1,103万4,207円から出ているのかということ。

○委員（戸村ひとみ） 基金の使い道になったのかどうか。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 基金は使っておりません、この海上については。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 公共施設等総合管理計画の中でのあれに、海上庁舎が入っていなかったのかなという、そういうところですか。ファシリティマネジメントの中で使っていくために、基金を積み立てているのではないかなと思ひまして、この海上庁舎の長寿命化が目的の工事なのかどうかあれですけれども、使われたのかなと思って聞きました。

次に、75、76ページです。

76ページの備考のほうの12の委託料です。こちらはどこが対象になっていますか。警備委託だとか、先ほどは庁舎のがございました。庁舎のがまとめてあって、あの中であれは全部庁舎の委託だったと思うんですけれども、もちろん受付業務なんかは、ビル管理なんかのあれで一括はできないでしょうけれども、あれは全て庁舎だったので、こちらはどこの業務の委託なのか。庁舎のほうにも剪定とかありましたし。

それで、この委託料の一番最後に不動産鑑定委託料ってあるんですが、これは例の神西住宅というんですけれど、その不動産鑑定料でしょうか。

あと、14の工事請負費です。水道設置工事、これはどこでしょうか。

あと、77、78ページ、委託料。計画策定支援業務委託料594万円。これがあれでしたっけ、都市計画のほうの、違うか。ここは違うから、すみません。この委託料の内容をお願いします。

あと、その下の18の成田空港活用協議会負担金、これはどういう目的での負担金を払っているのでしょうか。恐らく毎年払っていると思います。

93、94ページです。

ここも大丈夫でしたっけ、まだ。

○委員長（片桐文夫） はい。

○委員（戸村ひとみ） 防犯対策事務費です。これは防犯カメラだと思います。昨日も申し上げましたように、デマンド交通のほうのあれで女性が襲われるようなこともありましたし、ちょっとこの防犯カメラに関しましては、ここは市域が広いので、本当に旭市はとても広いところなので、どこにどうつけるかというのは非常に難しいところではあると思うんですけども、令和5年度で増設されたところとかあったら、あと全体の数、お願いします。

95、96ページ、国庫支出金等返還費です。9,133万円ほど返しているんですけども、これは国のほうからもらったものを、もらったというのかな、それを何らかの理由で返さなければいけないことがあったんですよね、その理由をお願いします。

あと、97、98ページです。これで最後です。

ここでも12の委託料なんですけれども、固定資産評価基礎調査委託料というのは、3年に1度でしたっけ、固定資産評価かなんかのあれを見直すあれがあると思うんですけども、3年に1度かかるものですか。ちょっと私、令和4年度のを失念しておりまして、お願いいたします。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それではまず、76ページの委託料についてご説明いたします。

たくさんありますけれども、先ほどは庁舎の話でしたが、ここは警備委託料とか、あと樹木とか浄化槽、これは海上ふれあいサポートセンターという施設があって、そのものになります。

あと、そのほか除草業務作業の委託料なんですけれども、これは公有財産をいろいろ持っていますので、例えば神西住宅の跡だったとか、海上中跡とか、そういったところの除草作業になります。

不動産鑑定委託料というのがありました。これは3件ほどあったんですが、神西がまず一つです。そのほかやはり売払いに関して2か所ほど鑑定をしたところがありますので、それで3か所。

次に、14 節の工事請負費 232 万 8,700 円、これは給水管布設替え工事。旧神西住宅跡地を水道の管が通っていたわけなんです。そこを利用して、隣接する住宅がその管を使用して水道を引いていたんですけれども、そこを撤去する関係で、宅内へ引き込む工事、それをここで工事請負費として持っているってことです。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 行政改革推進課長、戸村委員が不動産鑑定委託料は神西住宅と、あと2件はどこですかという。

○行政改革推進課長（椎名 実） 旧神西住宅跡地と、あと中谷里と、あとは口の地区で2か所。先ほどの法定外公共物の売払いのときに、ちょっと鑑定が必要だった場所が2か所あったもので、地区については中谷里とロです。

○委員長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 78 ページ、計画策定支援業務委託料ですけれども、こちらにつきましては、総合戦略をつくっておりますけれども、その分になります。契約の相手方は、株式会社ちばぎん総合研究所になります。

次の 18、負担金で成田空港活用協議会負担金ですけれども、この協議会ですが、平成 25 年度から立ち上げられたもので、空港を活用して経済の活性化を図りましょうということで、県内自治体、民間事業所を含めて 146 者が会員となって行っているものです。その負担金になります。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、94 ページの防犯対策事務費の中の 96 ページのカメラ設置工事の関係です。令和 5 年度の増設台数は 3 台増設です。それで全体数、今現在市内には 258 台の防犯カメラが設置してございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 96 ページの国庫支出金等返還費、これは概算で当初交付の決定を受けたものの、精算して当然差が出ますので、その返還金になります。

○委員長（片桐文夫） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 98 ページの委託料で、固定資産評価基礎調査委託料ということで、委員おっしゃるとおり、3年に一遍必ず評価替えがありますので、これにつきましては令和3年から5年度までの3か年の継続事業の最終年度の分に当たります。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます、たくさん。

75、76 ページの委託料の不動産鑑定の方なんですけれども、これは不動産鑑定士さんをお願いします。

あと、77、78 ページの成田空港活用協議会負担金なんですけれども、これは5万円という額の多寡はちょっと分からないですけれども、このことで何らかの令和5年度に成果というのかな、何かあったら教えてくださいませ。成田空港と本当に密接な関係を持ったほうがいいとは思っていますので。

あと、防犯カメラの方なんですけれども、市内で258台ということで、この今後の計画をお願いします。

あと、固定資産評価の方も分かりました。

お願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私のほうからは、不動産鑑定、どちらにとということで、これは千葉市中央区にございます株式会社総武不動産鑑定というところをお願いしました。これは三つとも同じところです。

○委員長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 78 ページ、成田空港活用協議会負担金で、5年度の実績ということでした。実績としましては、令和5年度、空港の中において企業なり自治体なりが参加しました物品の販売がございました。あと、この協議会で視察を行っております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 防犯カメラの設置計画ということでございますが、このカメラのほうにつきましては防犯ですね、犯罪や事故を防ぐためにも、警察署等と協議を進めながら今後進めていきたいと。特に具体的な年度年度の計画については、今現在はございません。県の補助金を使いながら、警察等と協議しながら進めていきたいということでございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。

例えば、市民のほうからの要望とかがあったときに、防犯カメラのことなんですけれども、そういうので増やすというようなことというのはあるんでしょうか。

あと、この防犯というのとはちょっと離れるんですけども、ここは農業のまちで、イノシシが最近すごくよく出て畑を荒らすだとか、あと、防犯になるな、果物が取られてしまうだとか、何というんですたっけ、メロン泥棒とか、そういうのとかのために、結構令和5年度も市民の方から要望は出たと思うんですけども、防犯カメラの増設とかには、あまり市民の方の意見というのは反映されないものなんですか。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 防犯カメラの設置のほうですが、今はやはり公衆道路とか、安全のほうの面が主になっております。

そのような市民の要望とかも多くあれば、また、年にやはり設置する台数も予算上ありますので、その辺は要望があれば聞く。要望は聞くというくらいはできると思いますけれども、要は、県の補助を使つての予算に限りがあるものでございますので、基本は公衆用道路とか、そういうところが基本となっています。

すみません、要望のほうが多く、例えば個人からあったとしても、やはり警察のほうから、警察を通じてのそういう協議をして、設置にするかしないかというのを市と協議していくということになります。

以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに何か質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時47分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第1号、令和5年度旭市一般会計決算の認定について、社会福祉課の所管する主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料17ページをお願いします。

決算書では118ページとなります。

初めに、ナンバー7、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業となります。

この事業は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和5年度の住民税非課税世帯及び令和5年1月以降、家計が急変し、収入が住民税均等割非課税世帯と同水準となった世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給したものです。

決算額は1億9,372万4,000円で、財源は全額国庫補助となります。

決算額の内訳ですが、給付金につきましては、住民税非課税世帯に対する給付金が6,210世帯、家計急変世帯に対する給付金が15世帯、合計で6,225世帯、1億8,675万円となっております。このほかパートタイム会計年度任用職員の報酬、確認書や封筒等の印刷費、確認書等発送に係る郵送料、電算システム導入業務に係る委託料などの事務費等が合計で697万4,043円となっております。

続きまして、ナンバー8、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）について説明いたします。

決算に関する説明資料は同じく 17 ページ、決算書も 118 ページとなります。

この事業は、ただいま説明しました住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金と同様の事業で、令和 5 年度の住民税非課税世帯及び令和 5 年 1 月以降、家計が急変し、収入が住民税均等割非課税世帯と同水準となった世帯に対して、こちらは 1 世帯当たり 7 万円を支給したものです。

決算額は 4 億 5,179 万 9,000 円で、財源は国庫補助が 4 億 5,172 万 9,000 円、一般財源が 7 万円となります。

決算額の内訳ですが、給付金につきましては、住民税非課税世帯に対する給付金が 6,347 世帯、家計急変世帯に対する給付金が 24 世帯、合計で 6,371 世帯、4 億 4,597 万円を支給しました。このほかパートタイム会計年度任用職員の報酬、確認書や封筒等の印刷費、確認書発送に係る郵送料、電算業務委託料、事務機器賃借料などの事務費等が合計で 582 万 9,402 円となっております。

次に、ナンバー 9、こちら物価高騰対応重点支援給付金給付事業について説明します。

決算に関する説明資料は 18 ページ、決算書では 120 ページとなります。

この事業は、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和 5 年度住民税が均等割のみ課税されている世帯に対し、1 世帯当たり 10 万円の給付金と、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円の給付金を加算して支給したものです。

決算額は 1 億 5,149 万 9,000 円で、財源は国庫補助が 1 億 4,875 万 1,000 円、一般財源が 274 万 8,000 円となります。

決算額の内訳ですが、給付金につきましては、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金が 1,138 世帯、1 億 1,380 万円、子育て世帯加算分の給付金が 409 世帯、3,465 万円、合計で 1 億 4,845 万円を支給しました。このほか電算業務委託料、確認書やチラシに係る印刷製本費などの事務費等が合計で 304 万 8,874 円となっております。

事業効果についてですが、いずれの給付金も、市において給付対象となる世帯を抽出し、プッシュ型で確認書の送付をするなど、できるだけ簡素な手続きで迅速に支給決定と支給を行うことにより、低所得世帯に対する生活・暮らしの早急な支援につながったものと考えています。

次に、ナンバー 10、こちら自立支援給付事業について説明します。

決算に関する説明資料は 18 ページ、決算書では 126 ページとなります。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、個別に介護の支援を受ける介護給付や訓練等の支援を受ける訓練等給付、医療費の自己負担の一部を助成する自立支援医療給付などを行っています。

決算額は13億7,481万円で、前年度と比較しますと0.12%の増、特定財源の国・県支出金は10億4,854万5,000円、一般財源は3億2,626万5,000円となっております。

各給付の利用人数、事業費につきましては、事業内容の表に記載のとおりでございます。

事業効果につきましては、障害者・障害児の日常生活を支援することで、その生活の安定を図ることができたと考えております。

以上で、社会福祉課に関連する事業の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、議案第1号、令和5年度旭市一般会計決算の認定について、子育て支援課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

初めに、決算に関する説明資料の19ページ、ナンバー11をお願いいたします。

決算書は140ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳から高校3年生までの医療費を負担する保護者に対して、経済的負担軽減を図るため、保険診療分の費用の全部または一部を助成するものです。令和5年8月からは、高校生にも受給券を発行し、現物給付の対象としました。県の補助金の対象は、入院は中学生まで、通院、調剤については、小学校3年生までとなっております。

主な歳出として、子ども医療扶助費として、入院、通院、調剤、柔道整復、合わせて延べ9万6,234件、2億4,038万603円を助成いたしました。内容については、事業内容のとおりです。

決算額は2億4,943万5,000円で、財源内訳は、県支出金が6,760万4,000円は子ども医療対策事業費補助金、その他252万5,000円は、子ども医療高額療養費収入247万917円と過誤払返還金5万3,790円になり、一般財源は1億7,930万6,000円です。

事業効果としては、保護者の経済的負担が軽減され、子育て支援体制の充実を図ることができたと考えております。

次に、下段のナンバー12をお願いいたします。

決算書は142ページになります。

出産祝金支給事業は、市独自の少子化対策の一環として、1年以上前から旭市内に住民登録を有し、かつ居住している方が第2子以降を出産した際に支給するもので、205名の方に対し

て2,840万円を支給いたしました。

決算額は2,840万円で、財源は全額一般財源です。

事業効果としては、祝金を支給することで、次代を担う子どもたちの健全育成に資することができたと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料の20ページ上段、ナンバー13をお願いいたします。

決算書は、そのまま142ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、市独自事業で、2歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付するもので、対象乳幼児数716人分を交付しました。また、取扱店からの請求による利用枚数は、1,000円券が1万8,271枚で1,827万1,000円、500円券が1万8,535枚で926万7,500円、合計が下段の事業内容の扶助費に記載があります2,753万8,500円です。

決算額は、2,786万5,000円で、財源は全額一般財源です。

事業効果としては、子育て家庭の経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境づくりに資することができたと考えております。

続きまして、下段のナンバー14をお願いいたします。

決算書は152ページになります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給したものです。財源は、全額が国庫支出金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金となります。給付対象者は、令和5年3月分の児童扶養手当受給者、令和4年度ひとり親世帯以外分給付金受給者及び家計が急変した方です。給付額は、対象児童1人につき5万円で1,385人、6,925万円を支給いたしました。

事業効果としては、物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、経済的支援を図ることができました。

続きまして、説明資料の21ページをお願いいたします。ナンバー15になります。

決算書はそのまま152ページになります。

就学前児童応援臨時給付金給付事業は、食費等の物価高騰による子育て世帯の経済的影響を緩和するため、ゼロ歳から小学校就学前の児童を養育する保護者に対して給付金を支給したものです。財源は全額が国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。給付額は、対象児童1人につき3万円で2,480人、7,440万円を支給いたしました。

事業効果としては、物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対して、経済的支援を図ることが

できました。

続きまして、決算に関する説明資料の 22 ページ、ナンバー17 をお願いいたします。

決算書は 164 ページになります。

保育所統合整備事業は、施設の老朽化による維持管理費の増加や少子化による利用児童数の減少等、保育所に関する課題に対応するため、旭市立保育所再編計画に基づき、保育所の再編を進めるものです。

事業内容としましては、中央第二保育所とゆたか保育所を統合する保育所を、青年の家跡地に新たに整備するもので、設計業務や施工監理業務の委託料として 648 万 100 円、統合保育所建設の工事請負費として 1 億 5,200 万 4,600 円となっております。工事は年度をまたいで施工となるため、令和 5 年度から 6 年度で債務負担行為を設定しており、契約金額のうち、出来高に応じた分を令和 5 年度に支出しております。

決算額は 1 億 5,845 万 5,000 円で、財源は地方債が 1 億 4,070 万円、一般財源は 1,778 万 5,000 円です。

事業効果としましては、老朽化の進んだ保育所を統合・整備することにより、児童福祉の向上を図り、人件費や維持管理費等の経費の削減につながるものと考えております。

以上で議案第 1 号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計決算の認定について、教育総務課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 21 ページに戻っていただきまして、下段のナンバー16 になります。子どもの成長応援臨時給付金給付事業です。

決算書では 154 ページとなります。

本事業は、物価高騰の影響を踏まえ、教育費などの負担が大きい小・中学生のいる世帯に対して、県独自の子育て支援策として、児童・生徒 1 人当たり 1 万円を給付したものであります。

決算額は 4,645 万 8,000 円で、全額県補助金でございます。

事業内容の主なものといたしましては、対象者 4,470 人に対する給付金 4,470 万円、その他事務費等でございます。

事業効果としましては、将来を担う子どもたちの豊かな成長機会の確保につながったものと考えております。

以上で議案第1号、教育総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 恐れ入ります。午前中の審査で、戸村委員のほうからご質疑のございました令和5年度決算審査意見書の14ページですが、第20款諸収入の表の中で、令和5年度に11万4,040円の不納欠損があるということで、それが令和4年度には欠損処理が行われていないのはなぜですかというところでご質疑いただきましたので、お答えしたいと思います。

令和5年度の不納欠損につきましては、生活保護の被保護者の資力等、経済力のことでございますけれども、資力等の状況から、生活保護費の過支給が生じ、返還を求めておりましたが、この方、令和5年度に自己破産が確定しましたことから、1件でございますけれども、不納欠損処分を実施したものでございます。令和4年度にも、任意破産の手続き中という案件もございましたけれども、それは確定に至らず、結果として不納欠損のほうは行いませんでした。

今後も時効などの精査を行いまして、適切な不納欠損の処理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、私先ほどの補足説明の中で、説明資料22ページの……

○委員長（片桐文夫） 子育て支援課長、ちょっと聞きづらいので、マスク取っちゃってください。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、説明資料の22ページの統合保育所整備事業の中で、決算額を、申し訳ありません、言い間違えてしまいました。正しくは1億5,848万5,000円の間違いでした。申し訳ありませんでした。

○委員長（片桐文夫） 議案の審査は途中でありますが、午後4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時 8分

再開 午後 4時15分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き、議案の審査を行います。

担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 決算書の165ページ、生活保護扶助費についてちょっとお伺いいたします。

全国的にコロナの長期化の影響や物価高騰の影響により、生活保護者数が増えているようだが、本市の生活保護者数と世帯数の直近3か年の推移をお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、本市の生活保護の受給者数と世帯数につきまして、各年度の平均でお答え申し上げます。

まず、令和3年度でございますが、受給者数が398人、世帯数が349世帯、令和4年度が、受給者数が426人、それから世帯数が377世帯、そして令和5年度につきましては、受給者数が470人で、世帯数が410世帯。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 生活保護となった主な理由は、どういう理由の方が多いでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 生活保護の開始の理由についてお答えします。

まず多いのは、やはり世帯主の傷病や、それから預貯金の減少・喪失、それから続いて定年、失業、それから高齢による収入の減少などが挙げられます。以上が主なところです。

○委員長（片桐文夫） よろしいですか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 市民からの声がだいぶ多いんですよ。生活保護者の行動について。市のほうでは、何かこれは駄目だというような周知というものはしているんでしょうね。理不尽で不道徳な方がだいぶ多いようですので、その辺はどういうふうな周知をしているんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、生活保護を受給されている方の、ちょっとあまりよろしくない行動に対しての周知というか、生活指導等も併せまして、ちょっとお答え申し上げます。

生活保護の相談とか開始に当たりましては、漏れなく生活保護のしおりというものを手渡しまして、それで生活上の義務や、こういったときには届出ということで、届出の義務などにつきまして分かりやすく説明しまして、特に保護監視時には、担当職員が家庭訪問をしながら、具体的にこういうことは駄目だよというところで周知を行っております。

また、個々に頻度は異なりますが、定期的にはまたは臨時に、家庭訪問のほうも担当職員が行って、生活状況の把握と、それと行動面も併せまして、自立に向けた支援というところで日々努力しているところではございます。

そういった情報がございましたら、こちら側のほうで、ケースワーカーのほうが各被保護者の世帯に出向いて、こういうことない、場合によってはそういう直接指導したり、間接的に民生委員のほうに見守りをお願いしたりということで、そういう行動のないようにというところで指導はしております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

それこそ3日に1回くらいは電話をもらっているんですよ。本当に最近はそういう方が多いという、その辺をまた市のほうとしてもしっかりと周知して、お願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 答弁はなしでいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 2点ほどお願いします。

決算書の144ページ、児童福祉総務費の8、子育てのための施設等利用給付事業について、事業内容と、また利用人数について教えてください。

もう1点です。児童福祉施設費、158ページです。14の工事請負費の解体・撤去工事、これはどこかの公園の遊具を撤去したのでしょうか。また、その撤去後は新しい遊具を設置する予定があるのでしょうか、教えてください。

○委員長（片桐文夫） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） まず、144 ページの子育てのための施設等利用給付事業についてお答えいたします。

子育てのための施設等利用給付事業は、幼児教育・保育の無償化により、無償化の対象となる子どもが、預かり保育や一時保育を利用した際の経費を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図るための事業です。対象となるのは、市から施設等利用給付のための保育の必要性の認定を受けた3歳から5歳の子どもと、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳の子どもの保護者となります。

令和5年度の利用人数は47名で、そのうち預かり保育利用者が43名、一時預かりの利用者が4名となります。延べで申し上げますと、426の方が利用されました。

続きまして、158 ページの工事請負費の解体・撤去工事の関係なんですけれども、こちらは児童遊園の遊具の撤去工事になりまして、遊具を撤去したのは、足川岡児童遊園、岩井北部児童遊園、後児童遊園、並木町児童遊園の4か所です。全て老朽化による撤去であり、新しい遊具を設置する予定はございません。

○委員長（片桐文夫） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） それでは、工事請負費のほうについて、もう1回質疑させていただきま

す。  
川口沼の親水公園もそうなんですけれども、遊具が比較的、児童・親子が遊びに来ている場所であるにもかかわらず、撤去してそのままなくなるとか、そういったパターンが結構増えてきて、市民の方からお話、相談いただいているんですけれども、実際この4か所の公園については、ふだんから利用児童数とか、そういったものを、あまり利用度が低いので、もう解体して撤去するという判断をしたのでしょうか。そこら辺について教えてください。

○委員長（片桐文夫） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 児童遊園に関しましては、市のほうの計画で、土地に関しては借地、例えば寺院ですとか、そういったところが持っているところが多いですとか、また地元の方に管理をお願いしているんですけれども、地元のほうで管理が大変ということで、だんだん廃止していく予定となっております。

遊具なんですけれども、一応区長さんのほうとご相談しまして、撤去をさせていただいてお

ります。先ほど常世田委員もおっしゃっていましたが、利用者数も少ないということ、地元区のほうも管理が大変ということで、今後設置する予定は、児童遊園に関してはございません。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

決算書のページで、一つずつ言っていきます。

まず、118 ページの住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業の追加給付のほうなんですけれども、これちょっと細かな話になるんですけれども、決算説明資料のほうで、一般財源から7万円とあるんですけれども、この分というのは、なぜ一般財源からになってしまったのかというのを理由を教えてください。

次に、136 ページの7、外出支援サービス事業、こちらが、令和5年度は前年と事業内容のほうが大きく変更になった年だと思うんですけれども、事業内容が変わってから利用状況に変化などがあったのか教えてください。

続いて、決算書140ページの子ども医療費助成事業、こちら先ほどの説明にもあったとおり、令和5年8月から高校生の医療費受給券が発行となって、予算のときの話だと、40%増の見込みで算出したというふうにお答えいただいていた。実際、当初予算の扶助費は2億1,536万2,000円だったのが、決算だと2億4,000万円ということで、決算説明資料を見ますと、一般財源が当初予算の見込みよりも1,600万円近く多かったことになると思うんですが、このあたり詳細が、どの年代でボリュームがやっぱり見込みより多かったとか、やっぱり高校生の医療費が、想定よりもやっぱり多く利用されている方があったとか、そういった詳細内容について教えてください。

続いて、142 ページの乳幼児紙おむつ給付事業、こちら令和5年途中から、おむつ券に1枚1枚名前の記入が省略になったと思うんですけれども、利用率に何か変化とかあったのかどうかというのが、もし分かればですけれども。配布率、今決算の説明資料を見ますと、利用された額に対して配布人数で割るとだいたい3万8,000円で、期ずれとかあるので、前期にももらったおむつ券を利用されたりすると3万6,000円、年間の金額よりは1人に使うお金が増えたのかなと思うんですけれども、そのあたりだいたい、ほぼ100%の利用率だったのか、もし何か分かるデータがあれば教えてください。

続いて、148 ページ、旭市子育て支援センターハニカム運営事業、こちら備考の18、負担金

補助及び交付金の中の職員研修負担金 2,000 円なんですけれども、これはどのような研修だったのか内容を教えてください。

続きまして、150 ページ、これも予算のときにもちょっと質疑しているんですけども、児童福祉総務費、親と子どもの絆プロジェクト事業の、今回の内訳というか、詳細をちょっと改めてもう 1 回お聞きしたいです。

続いて、178 ページは、これも民生費になりますよね。がん検診事業になるんですけども、こちら令和 5 年度から個別健診で 1,000 円で健診……

(「衛生費」の声あり)

○委員(崎山華英) 衛生費、ごめんなさい、ではここまでかな。178 ページは衛生費でした。

ごめんなさい、それ以降は衛生費ですよ、ページとして。民生費だけ、3 款だけです。

ごめんなさい。そしたら……

○委員長(片桐文夫) 150 ページまでです。

○委員(崎山華英) 150 ページまでですね、ごめんなさい、そしたらここまでですね、失礼しました。

○委員長(片桐文夫) 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(向後利胤) それでは、決算書 118 ページのほうですけども、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業(追加給付分)につきまして、一般財源のほうで 7 万円があるというところで、この理由というところでお答えしたいと思います。

ちょっと長くなりますが、すみません、本事業につきましては、令和 5 年度の住民税非課税世帯を対象とした 1 世帯当たり 7 万円の給付金の事業です。財源としては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源にしています。

今回、一般財源となっている 7 万円は、そのうちの給付金 1 件分でございます、国の基本的な基準でございます低所得世帯枠、あと基本的には低所得世帯枠というのと、推奨メニューという、2 本立てで枠で配分されている、国庫補助が枠で配分されている事業でありまして、その低所得世帯枠の交付金対象ではなくて、市が独自の支援として、対象世帯を拡大した世帯の 1 件分、1 件……

(「1 件」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) 件数としては、ちょっと、説明続けます、1 件分となります。

本給付金につきましては、国の基準では非課税世帯であっても、住民税課税世帯から扶養さ

れている世帯は対象外とされていますが、本市では交付金のうち、自治体が地域の実情として独自の施策が行われる推奨事業メニュー枠を活用し、非課税世帯であれば、扶養されている世帯であっても対象となるよう独自の支援を行いました。これ独自の支援とあるんですけども、実はこれ3万円の給付金をやったときには、普通に国のほうは基準にしていたんです。でも、このときは、すみません、恐れ入りますが、推奨メニューのほうに入ってしまったていまして、そんなちょっと事情がありました。

今回の1件は、そちらの市独自の支援の分でありまして、交付金の予算として、当初700件を見込んだところが、実際の申請件数が701件であったため、超過した1件分について、一般財源を充当したものととなります。ですが、今回の財源でございます交付金の推奨事業メニュー枠については、本給付金事業と、現在も実施している物価高騰対応商品券の配付事業の二つの事業の財源としておりまして、国から配分された推奨事業メニュー枠のうち、当初で見込んだ700件の給付金分をこの事業の予算に充当し、残額は全て商品券配付事業の予算のほうに配分しておりますので、本給付金事業では1件分の一般財源を充当しましたが、もう1本の商品券配付事業の分と合わせますと、交付金の推奨事業メニュー枠で配分されている限度額については、全額を受給できることとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。すみません、ややこしくて。

○委員長（片桐文夫） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 決算書136ページの、外出支援サービス事業140万2,630円についてお答えいたします。

本事業、一般の交通機関を利用することが困難な、おおむね65歳以上の高齢者や下肢不自由な方などを対象とした、医療機関への受診や入退院等の際の送迎を支援する制度で、崎山委員言われましたように、令和5年度から安全性と利便性向上を図るために、利用券を使用した車椅子対応タクシーの料金を助成する制度に切り替えて実施しております。

ご質疑の中で、4年度と5年度の利用状況の変化があったかということなんですけれども、5年度につきましては、利用実人数が48人で、利用回数が717回でありました。令和4年度、旧制度のときは、利用人数は15人、利用回数が154回ということで、制度を変えまして、多くの方にご利用いただいているという状況であります。

6年度からは、利用者のさらなる利便性を図るということで、3月に予算ということで審議していただきましたが、1,000円券を500円券にして、細かくぎりぎりまで使えるようにということと、1回の利用する金額の上限をなくしたという形で、またこれからももっと伸びて、

多くの方に利用いただけるのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私のほうから、まず140ページの子ども医療費の関係でお答えします。

増の理由ということなんですけれども、委員のほうから先ほどもございましたように、今年の8月診療分から、ちょっと対象とかを拡大しまして、高校生のほうが現物給付の対象に、給付金を差し上げて、その前年までは償還払いという形で、市役所に使った領収書とかをお持ちになっていただいてお金をお支払いする形だったんですけれども、今年の8月からは、券を持っていけば利用できるようになったので、利便性が向上したことと、あと入院が11日目から、あと通院のほうが6回目以降は自己負担が無料になったことにより、全体的に額が増えております。細かく見てみますと、高校生なんですけれども、入院・通院合わせてなんですが、4年度と5年度を比べますと157.8%のご利用になっております。中学3年生以下は、同じように比べまして115.6%ということで、やはり高校生のほうの現物給付の利便性が向上したために、利用率が上がっているのが原因だと思います。

あと、紙おむつなんですけれども、昨年、名前とかを書かなくなってからの利用率ということなんですけれども、すみません、その辺の利用率は、その前と後でどれぐらい変わったかというのは、すみません、こちらでは把握できておりません。

あと、100%利用されているのかということなんですけれども、昨年、実際に716人にお配りして、一定利用率、利用枚数のほうが多いので、100%のご利用はあると考えております。

あと、148ページのハニカムの研修なんですけれども、こちらは地域子育て支援拠点の担当者研修の負担金で、1名の職員が研修に参加したのですが、保育協議会が主催で、担当者向けのスキルアップの研修でございました。

あと、親と子どもの絆プロジェクトの内容なんですけれども、去年は22団体に10万円ずつ交付しておりまして、公立の保育所の講演会が12か所、私立の保育所が6か所、認定こども園が3か所、私立の幼稚園が1か所の22団体に交付をしております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。ほとんど大丈夫なんですけれども、すみません、最後の親と子どもの絆プロジェクトのことだけ再質疑なんです、この22団体、10万円ずつ

お配りしていて、例えばこれ 10 万円以上使い切らないと、返還が必要だったりということはあるのでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） おっしゃったとおり、利用分のみ支給ということになっておりますが、返還というのはほとんどございません。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。恐らく 10 万円を毎年支給いただいて、結構うちの子も保育所通っていますので、学芸会とか発表会の衣装に使わせていただいていたとか、近年、衣装も、公立保育所でも新しいものが入っていたりとか、着ている子がいらっしやっただので、すごい助かっているなと思いつつ、何か毎年それ 10 万円を使い切らなければいけないと考えると、何か無駄にいろいろ買わなければいけないという意識になってしまったりとかするのかなと思って、できたらその園のほうで、ある程度積立てとかができて、必要なときに使えるような仕組みになればいいのかなとも思ったもので、質疑をさせていただきました。

あと、また子どもの医療費の助成事業について、ちょっと戻ってしまいますけれども、その高校生の利用率が 157%ということで、やっぱり受給券が発行になったということ、かなり大きかったのかなと思いましたので、そのあたり市の負担がちょっと大きくなってしまふのはあれなんですけれども、かなりいい事業になっていると思います。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 議案の審査の途中ですが、本日の審査はこれで終了いたします。

なお、次回、本委員会では 17 日午前 10 時より議会委員会室にて開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4 時 43 分